

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（ 3 ）			
日 時	平成 19 年 10 月 3 日（水）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 7 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	成田（晃）委員長、高橋副委員長、大橋・中島・斉藤（陽）・ 佐藤・濱本・佐々木・北野 各委員		
説 明 員	市長、副市長、木野下監査委員、教育長、総務・財政・経済・ 港湾各部長、会計管理者、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中島委員、佐藤委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が斉藤陽一良委員に、成田祐樹委員が大橋委員に、菊地委員が北野委員に、山田委員が佐藤委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

佐藤委員

主に事務執行状況説明書と決算説明書の中から質問させていただきたいと思います。

教育研究所と指導室の役割分担について

初めに、教育研究所と指導室の役割分担について、お聞きします。

（教育）指導室長

教育研究所と指導室の役割分担についての御質問ですが、教育研究所については主に教員の研修や研究にかかわる業務を行っておりまして、標準学力検査などの調査や研究に関すること、それから教育相談、教育図書の収集、貸出しについて行っております。

また、指導室につきましては、学校における教育課程、学習指導、進路指導、その他学校運営の指導・助言、教科書や補助教材の取扱い、学校訪問指導、教員の研修、生徒指導について、主な業務としております。

佐藤委員

エル・ネットの研修講座について

続きまして、事務執行状況説明書の122ページですけれども、ここに情報教育の推進状況としてエル・ネットの研修講座という部分がございますけれども、こちらの説明をお願いします。

（教育）指導室長

エル・ネットの内容についてでございますが、平成18年度につきましては、これからの算数教育のあり方、教育相談の理論と方法、これからの国語教育のあり方、これからの進路相談のあり方の4回を実施しておりまして、いずれも教育委員会の会議室で実施し、参加人数は延べ37名が受講しております。

佐藤委員

このエル・ネットの受信施設は、以前は青少年科学技術館にあったと記憶しておりますけれども、青少年科学技術館が総合博物館に統合されたということを受けまして、この受信施設はどのようになっていますか。

（教育）指導室長

エル・ネットの受信にかかわってですが、以前は委員の御指摘のとおり、青少年科学技術館にありまして、そこで受信したものを録画して活用しておりましたが、平成18年度からは道立の教育研究所で受信したものを録画していただき、それをお借りして活用しているところでございます。

佐藤委員

それでは、受信施設自体は今どのような状況になっているのでしょうか。

（教育）総務管理課長

受信施設につきましては、エル・ネットの事業が終わりましたので、平成17年度に廃棄ということで処理してご

ざいます。

佐藤委員

学校訪問について

続きまして、事務執行状況説明書の120ページに学校訪問の実態として、小中学校で延べ234回となっております。前年度の193回に比べ大幅な増加ということになっておりますけれども、このことに関しまして、その訪問の内容、回数、それとその効果についてお聞きします。

（教育）指導室主幹

管理職を対象とした学校経営訪問を、すべての小中学校で平成17年度は1回だったところを2回にしまして、延べ82回実施しております。授業参観を伴う訪問については、すべての小中学校で実施し、延べ小学校43回、中学校28回、合計71回行っております。また、運動会や文化祭、学芸会等についてはすべての学校で参加をいたしております。その他等を合わせて234回ということになっております。

訪問の目的としましては、学校の教育目標、学校課題、指導の重点及び校内研修の計画など、学校経営上の各種計画の推進にかかわる事項、教育課程の編成実施とその改善にかかわる事項、各教科、道徳及び特別活動等の計画と指導方法の工夫・改善・充実、総合的な学習の時間の計画と実施にかかわる事項についていろいろ実態を踏まえながら、指導・助言しているところでございます。

佐藤委員

ちょっと古い話なのですが、平成14年に我が党の横田議員から、この学校訪問について質問をさせていただいたところ、当時の教育長は石田教育長でしたけれども、指導主事の学校訪問については、なかなか難しいところがあるというような答弁をいただいていたと思いますけれども、現在はそういうことはないのかどうか、その点についてはどうでしょうか。

（教育）指導室長

平成14年当時は、委員の御指摘のとおり状況があったものと思いますけれども、現在あおばとプランを推進しながら、各学校の授業公開もどんどん進んできておまして、その中で指導主事の学校訪問についても、全学校に授業を伴う訪問をしていただきたいということで、ここ数年間推進してきているところでございます。それに伴って、授業訪問の回数も増えており、学校によっては2回、3回と呼んでいただける学校も出てきているところでございます。

佐藤委員

今、いわゆる学校訪問の内容としては、経営訪問と授業参観の訪問ということに大きく分けられるというお話でしたけれども、この経営訪問に関しましては、だれが学校のどなたと会っているのかということについては、いかがでしょうか。

（教育）指導室主幹

これは私ども指導主事が学校を訪問しまして、校長と教頭で対応しております。

佐藤委員

一般の教職員の方と話す機会というのはないのでしょうか。

（教育）指導室主幹

経営訪問に当たりましては、一般教員と話す機会というのはほとんどありません。授業参観につきましては、研究協議等を行う場合もございますので、そのときにはいろいろ話合いもすることがございます。

佐藤委員

それでは、質問を変えます。

教職員の配置状況について

117ページの教職員配置状況について質問させていただきます。前年度の事務執行状況説明書と比較してみますと、学校数が減っているながら、教職員の数が増えているという事実がこの表から読み取れるのですけれども、このことに関してはいかがでしょうか。

（教育）学校教育課長

教員は人数が増なのに、学級が減っているという部分ですけれども、実は平成18年度から教員の人数の記載方法を変更したところでして、今までは欠員の際の臨時職員を除いた、正職員数だけを記載していましたが、18年度からは臨時職員も含めた教員の全数ということで記載しておりますので、人数が増えた形になっております。今までと同じ正職員だけの人数になりますと、17年度よりは少ない人数となります。

佐藤委員

特殊教育の設置について

それでは、その下の方にあります特殊教育の中の特殊教育の設置というところで、決算説明書の中に、特に小中学校の肢体不自由児等学級運営費、特殊学級開設等経費というのがあるのですけれども、これらについての説明をお願いします。

（教育）学校教育課長

肢体不自由児等学級運営費についてですが、まずこれにつきましては、肢体不自由児が在籍するクラスの運営費ということで、経費の主なものは介護員の報酬であります。もう一つ特殊学級開設等経費であります。これは新たに特殊学級を設置する際に、児童に応じた設備の購入費となっております。

佐藤委員

決算の中で人数がそれほど大きく変わらない中で、決算額が前年度と変わっているというものがあるのですけれども、そうしますと、それは子供の環境状況を大幅に変えなければならないためにその辺の金額が大きく変わったというようなとらえ方でいいのでしょうか。

（教育）学校教育課長

開設等経費につきましては、新たに特殊学級を設置する際に必要となる経費なのですけれども、例えば肢体不自由児であれば、肢体不自由児が学習できるような設備を購入しなければなりませんし、例えば知的障害であれば、知的障害に応じた設備を用意するというので、必要になってくる経費であります。

佐藤委員

その子供が学校に在籍しなくなったという場合には、そのような設備はどのようにされるのでしょうか。

（教育）学校教育課長

その子供が卒業した後は、その学校で保管するわけですけれども、また次に例えば肢体不自由児が来れば、その子供のために使うことになります。

佐藤委員

そうすると、前年度から共有している部分が多少はある。それ以上に金額がかかった部分に関しては、それ以上の設備を増設しなければならなかったというとらえ方でよろしいでしょうか。

（教育）学校教育課長

例えば今まで特殊学級が設置されていても、今までは知的障害のための特殊学級、そこに新たに肢体不自由児の方が来れば、それでまた一クラスつくりますので、そこにはまた新たに設備投資が必要になってきます。

佐藤委員

先ほどお聞きしたのは、要するに違う障害を持っている方が入られた場合は、それが次の方が使えない場合があるということだと思っております。そうすると、その使われなくなった設備等というのはどうするのかということをお聞きしたかったのです。

（教育）学校教育課長

使われなくなった設備につきましては、とりあえずその学校に保管しておきまして、例えばほかのところでそういうクラスが作られて、転用できればそれは転用します。もし転用先がなければ、そのまま学校で保管しているという状況です。

佐藤委員

教育研修費の減額について

次に、119ページからの指導室に関係してお聞きしたいと思います。

教員研修、研究会等の開催という項目が載っております。それと120ページにも同じく教育研究資料等の作成という形で実績が載っておりますけれども、決算説明書の197ページにある教職員研修費が前年度に比べて約200万円減額しておりますけれども、この関係について、要するに研修が前年度以上に充実しているにもかかわらず、この研修費が減額しているということについて説明をお願いします。

（教育）指導室主幹

資料等の作成につきましては、外注を減らしまして原課で印刷をしたため、経費を削減することができたということと、教育状況視察研修、前年度までは道外に行っていたところを、道内の先進的な都市に行って研修を深めてきたということでございます。それと講演会等につきましては、保健所、警察署等又は我々が自前で講師を務めるなどという工夫をしながら、努めてまいったところでございます。

佐藤委員

この研修というのは、子供の学力に直結する問題だと思っております。回数等は増えたにもかかわらず、これは教育委員会の努力によって節減した。しかも内容、その効果については、以前よりレベルアップしているというようならえ方でよろしいのでしょうか。

（教育）指導室長

予算が削減される中、知恵を出し工夫をしながら研修レベルが下がらないように、前年度よりも充実するように指導室で工夫しながら実施しているところでございます。委員にも御心配をいただいて大変ありがたいのですけれども、教員が直接子供たちにかかわるものですから、その教員の資質向上に今後も力を入れていきたいと考えております。

佐藤委員

要保護・準要保護児童生徒医療券発行について

続きまして、同じく119ページの一番上に、要保護・準要保護児童生徒医療券発行件数というのがございます。決算説明書の中で項目をあわせて見ますと、説明の中に人数という形で載っているのですけれども、この事務執行状況説明書の中では件数ということで載っていきまして、その人数とこの件数は合わないのですけれども、この辺のことについて説明をお願いします。

（教育）学校教育課長

医療券の発行件数と決算説明書の人数の関係ですが、まず事務執行状況説明書に記載されていますのは、医療券の発行件数ということで載せてあります。決算説明書の方は、いわゆるその対象となった人数ということで押さえていますので、例えば小学校であれば、決算説明書では、人数としては407人ですが、発行件数としては417件ということになります。これは例えば1人でも新たに病院にかかるごとに発行しますので、1人で2回発行したとか、そういう形で件数は増える形になります。それで、この違いにつきましては、事務執行状況ということで、いわゆる事務の処理量ということで発行件数を記載しております。

佐藤委員

それで、件数と人数ということで、単位が当然違うということで理解はしたのですけれども、なかなかつき合わ

せてみると、私のように初めての人間にはこれを見てすぐ理解ができない、そういうことがございました。できれば、この事務執行状況説明書の方にも、その人数が載るような、そのような工夫というものができないのでしょうか。

（教育）学校教育課長

見づらいということでありますから、見やすい形で人数も記載する形で改めたいと思います。

佐藤委員

それと、決算説明書の中で特にこの部分に関しては、中学校の要保護というところを見てみますと、平成18年度と17年度では人数が一緒なのですが、18年度では1万4,359円、17年度では11万3,790円とその金額が大きく違うのですが、これについてはどのようなことなのでしょう。

（教育）学校教育課長

これも医療費の助成なものですから、かかる医療行為によって費用は変わってきます。

佐藤委員

小樽市教育研究会補助金の使途について

続きまして、決算説明書の中から質問させていただきたいと思います。

決算説明書の199ページの補助金の中で、小樽市教育研究会補助金という形でうたわれていますけれども、この補助金の使われ方について説明していただきたいと思います。

（教育）指導室長

小樽市教育研究会補助金についてですが、小樽市から80万円をいただいているところでございまして、研究会運営費の一部として活用させていただいております。小樽市教育研究会の活動内容なのですが、市立小中学校の全教職員で構成されておまして、年5回の研究部会のほか、それぞれの教科部会等で実技研修会が行われたり、市全体の教育講演会が実施されております。また児童・生徒の文化活動として小学校の音楽発表会、中学校の音楽交流会、小中学校の図工美術展、小中学校の詩・作文集の発行、また正月に開催されております小中学校書写展の運営などについては、音楽部会とか図工美術部会、国語部会の教員が中心になって事業が行われております。

佐藤委員

今、年5回の教職員の研究会という話をお聞きしましたけれども、これの開催時期、時間帯、それと対象者はどのようになっておりますか。

（教育）指導室長

年5回の研究部会の開催の時間帯ですが、午後2時40分から開催されております。それで、開催時期ですが5月、6月、9月、11月、2月とこの年5回開催されております。参加対象につきましては、先ほど申し上げましたように、校長、教頭、養護教諭、事務職員、全教員が参加しております。

佐藤委員

時間帯が午後2時40分からということですが、それは例えば祭日、休日、要するに授業が行われていない時間帯なり時期での開催なのでしょう。

（教育）指導室長

開催の日にちにつきましては、通常の授業日に開催しております。

佐藤委員

それによって学校内での授業への支障というものはないのでしょうか。

（教育）指導室長

主に市内の中心部で研究会が開催されますので、銭函や忍路など遠いところにつきましては、若干早く学校を出てこなくてはならない状況がありますが、授業時数の確保については十分計画の中で確保されるような取組を行っ

ておりまして、なるべく授業時数をカットしないように参加しているところでございます。

佐藤委員

中学校体育連盟補助金について

続きまして、同じく119ページの中学校体育連盟補助金に540万円が支出されておりますけれども、これはどのような補助金なのでしょうか。

（教育）学校教育課長

この補助金につきましては、中学校体育連盟の1年間の運営費に対する補助金でございます。

佐藤委員

それでその体育連盟に関しては、自主財源を持ちながら、要するに中体連の話だと思いますけれども、開催されているのでしょうか。

（教育）学校教育課長

この連盟自体は、この補助金だけで運営されております。

佐藤委員

要するに540万円の中で中体連を開催しているというお話ですけれども、そうするとまさしく補助金としてではなく、事業費としてとらえるということとはできないのかと思うのですけれども、これは補助金として出すのではなくて、教育委員会としての事業として考えるということとはできないのでしょうか。

（教育）学校教育課長

この補助金の中といいますか、支出経費的には、中体連だけではなくて、各種道内の大会の代表選手の派遣費用とかあるいは大会の参加料とか、もろもろの経費が入っております。

佐藤委員

それは、例えば540万円に対するどれぐらいの割合なのでしょうか。

（教育）学校教育課長

例えば、全道大会の代表選手派遣費では約160万円、それに伴う選手宿泊費補助については約130万円、参加料につきまちは約50万円というような内容になっております。

佐藤委員

この補助金に関しましては、平成18年度を含めて過去4年間540万円、同じ金額で推移し、交付されておりますけれども、この辺に関してはいかがでしょうか。

（教育）学校教育課長

現在補助金は540万円ですが、かつては600万円という補助金の額でありました。この補助金につきましては、小樽市のいわゆる補助金の見直しの中で1割カットの540万円になっております。ただ、今後につきましては、市としてその補助金に対してどういう取組になるのかはわかりませんが、その取組に従って教育委員会も考えていかなければならないと思っております。

佐藤委員

教科書の選定について

同じく決算説明書の204ページにあります教科用図書等購入費が920万円ほど出ておりますけれども、前年度は25万円ぐらいの金額でしたけれども、この金額の差というのはどのような形で生まれたものなのでしょうか。

（教育）学校教育課長

教科用図書等購入費についてであります。例年より多額な経費となったのは、平成18年度が選定替えの年であったために、全教科分を購入したので大幅な増となったものであります。

佐藤委員

教科書を新しくしたということですが、その教科書においては、当然選定するにはいろいろな方も目を通して、子供たちの学力を向上させるために、いろいろな意見を戦わせながら選ばれているということですが、選定する本は 1 種類、2 種類ではないでしょうか、数種類の教科書の中で、例えば選定項目の中に子供たちの学力を向上させるために適しているかというような項目というのは盛り込まれているのでしょうか。

（教育）指導室長

教科書の選定にかかわってなのですけれども、どの教科書も学習指導要領に基づいて国における検定を受けてきているものですから、どの教科書がレベルが高いとか低いとかというような観点ではないですけれども、小樽市における教科書の選定に当たりましては、教科ごとに学識経験者とか保護者、それから教員からなる調査研究委員会を設けまして、それぞれの出版社ごとに調査研究を行っております。その調査研究結果を基に、小樽の地域や子供たちの実態に合う教科書を教育委員会において決定しているところでございます。

調査研究の内容といたしましては、例えば取扱い内容で基本的事項が明確にとらえられているのかとか、どこに重点が置かれ、どんな特徴を持っているのか、また児童の能力に合うように内容の程度が吟味されているのかとか、生活体験とか興味に対する配慮がされているのかとか、それから児童の自主的な学習が促進されるような配慮がされているのかとか、また文字、挿絵、写真等の鮮明度、美しさ、こういうものは適当かなどの調査の観点をつくりまして、教科ごとにその出版社ごとにどういう特徴があるのか、それを報告いただいて、教育委員会で決定しているところでございます。

佐藤委員

今、児童のレベルに合わせてという項目があるというお話でしたけれども、児童のレベルもさまざまということは当然なのでしょうけれども、その教科書の中でも、さらに子供に合わせたレベルを上げるための努力というものは、教科書の中にあると思うのです。そういうものが、例えば選定理由の中に含まれているのかいないかでは、その選ぶ方もどこに着目しているのかということがありますけれども、いわゆる一定レベルの子供たちプラスアルファの部分に関しては、どのような選定項目になっているのでしょうか。

（教育）指導室長

児童のレベルといいますが、例えば北海道の子供たちが使う教科書、例えば小樽の子供たちが使う教科書を選定する場合、例えば大阪の出版会社が作った教科書と北海道の方に主に力を入れている出版会社の作った教科書では、冬の暮らしの様子とか、取上げ方がちょっと違っていたり、小樽で小樽の子供たちが学ぶ実態を踏まえたら、どの教科書が使いやすいのかとか、そういうような内容を吟味しながら、選定しているところでございます。

また、一定レベルに達している子供たちに対して、発展的課題でどう取り扱っているのか、小樽の教員も当然保護者も入っておりますので、自分たちが教えている子供たち、自分たちが育てている子供たちの実態を踏まえて、どのような取上げ方が、子供たちが一番興味・関心を持って発展的な学習に取り組んでいくのか、そういう観点をもちながら数社の中から一番適切なものを選んでいくという状況でございます。

佐藤委員

子供たちが興味を持てるかどうかということと学力の向上というのは、また別な話だと私は思うのですけれども、その辺に関しては、例えば教えやすい教科書ですとか、子供たちが見て理解しやすい教科書とは別に、その内容に関しても学力アップという着目点として、今後選ぶようなそんな工夫をしていただけないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

（教育）指導室長

委員の御指摘のとおり、学力を向上させるということが大変大きな目標になりますので、当然子供たちの学力を向上させるためにはどうなのか、小樽の子供たちにとってどれが一番適切なのかという観点も踏まえながら選定し

ていきたいと思っております。

教育長

指導室長から答弁がありました。数社のいわゆる検定された教科書は、プラスアルファもマイナスアルファもできるだけなくして、標準の部分で教科書が編成されているものでございます。ですから、例えば中学校の教科書になりますと、その教科書が標準化されたものですから、副読本でありますとか、問題集を使ってプラスアルファですとかマイナスアルファを調節しているところでございます。ほとんどの会社の中身は検定されたものでございますので、例えば色をつけたり、活字の大きさを変えたり、そういうふうにして見やすくしている、それによって子供たちが興味・関心を持つようにということでございますので、あとは子供たちにプラスアルファの学力をつけるかつかないかは、教える側がどのような味つけをして教えるか、そこにかかっているのではないかとこのように考えております。ですから、教科書そのものが、これはプラスアルファの教科書、マイナスアルファの教科書という、そういうものではございませんので、御理解いただければと思います。

佐藤委員

要するにプラスアルファの部分は、教員にお願いして、ぜひ子供たちにその学力をつけるような、そういう指導をしてほしいということなのでしょうけれども、それもできれば教育委員会の方で学校訪問をするなり、まして前年度より学校訪問の回数が増えていると、そして研修も前年度よりも増えているということがございますので、その辺もぜひしっかりと学校の教員たちと話をさせていただきながら、子供たちの学力の向上ということに努めていただきたいと、このように思います。

職員給与費増の理由について

質問を変えます。

決算説明書の208ページの中で、社会教育総務費として職員給与費が載っておりまして、前年度は約8,400万円だったのですけれども、今年度は約1億4,700万円という金額が載っておりますが、この大きな違いについて説明をいただきたいと思っております。

教育部中村次長

社会教育総務費の職員給与費でございますけれども、組織の改正に伴う部分でございますので、数で申し上げます。今、御指摘のように平成18年度1億4,697万2,011円、これは19名分でございます。昨年が8,407万360円これは11名分でございます。17年度は生涯学習課の職員の部分と主幹のカウントでございます。それと、18年度につきましては、19名になっておりますけれども、青少年科学技術館が廃止されること、それから新博物館開設準備室が組織として設置されたことによって、青少年科学館費についていた7名分と博物館についていた2名分を合わせて9名分を、社会教育総務費でカウントしております。逆に生涯学習課は1名減になっておりますので19名。それで、決算額が6,290万円ほど増加している。ただ、社会教育費総体で見ますと、トータルの人員が1名減って30名になっておりますので、決算額が2億3,206万1,070円ということでありまして。

佐藤委員

教育費の不用額について

それでは、最後の質問になりますけれども、昨日も不用額の話が当委員会でされておりましたけれども、教育費の不用額が平成16年度、17年度、18年度と8,500万円前後、3年間同じような額で残っていますけれども、この辺に関しましては、どういうふうになっているのでしょうか。

教育部長

教育費の不用額の関係でございますが、おおむね事業費関係の絡みが多くございまして、例えば昨年ですと重油関係が高くなったということで補正を組ませていただいたわけなのですが、当時予定していた段階でかなり上がるということを目安にしていたのですが、途中で少し単価が落ちついたと、こういうこともありまして、補正を見込んで

でいたよりは少し落ちたというような状況もございます。そういう絡みの中で、学校等非常に数も多いものですから、全体で集めれば不用額等が生じる、こういう問題もございます。したがって、この部分については、いろいろな形で経費節減その他で私どもも残としてこの部分は使わないように、当然その中で必要な部分が出てくれば、またそういう部分は回さなければなりません、残している関係で大体こういう形で不用額が出てきている、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

佐藤委員

そうしますと、今、燃料の関係で補正を組んだというお話もありますけれども、この中で補正ということがあるものですから、例えば需用費に関しましても、半期済んで、さらには二、三か月済んでとかという段階で、もうこれぐらい余りそうだ。余裕を持ってという話は当然でしょうけれども、あるものを全部使わなければいけないという話でもないでしょうけれども、この事業に関しては、例えば昨日は共産党の菊地委員の方からも学校図書費の話も出ておりましたけれども、補正を組んで事業費に回すというようなことは考えられないのでしょうか。

（教育）総務管理課長

例えばある程度半期の中で不用額等というのは当然考えていかなければならないし、そういった中で先ほどのことと言いますと、燃料費はどうしても使うものですので、補正をしていかなければなりませんけれども、学校図書費の部分につきましては、基本的に当初で予算を見込んで計上してございますので、3年間で8,500万円の不用額が出ていますけれども、基本的にはなかなか途中でその部分について補正をしていくというのは難しいと考えております。

佐藤委員

教育委員会の中では、やはり教育委員会議というのが教育委員会の補正を決める最も重要な機関だという認識でおりますけれども、その教育委員会議の中で、この不用額若しくはその補正に関してということで議題に取り上げられているのでしょうか。

教育部川田次長

教育委員会議の中で、市の財政状況等については、その都度話をしている状況でございます。また、教育委員会の経費もございますけれども、各費目に分かれて、それぞれ各課で事業によって努力をして多少財源を余しているという状況になっています。そういう中で、委員がおっしゃるように、違う方に回すというのは、なかなか今の財政状況では厳しいというふうに思っております。教育委員も、そのような観点でこの話は聞かれていると思っておりますので、そういう話を予算の補正だとかの中でしてございますけれども、現実的にそういった形で補正をしたらいいのではないかという意見は、今のところ出ておりません。

佐藤委員

以前にも、私の質問で教育委員会議の議事録を公表していただきたいという話をさせていただいたことがございましたけれども、ぜひ教育委員会議の中において、当然市の財政状況ですとか、教育委員会の事業の進ちょく状況若しくはその予算づけに関しまして、ぜひ議題に上らせていただいて、ぜひ教育委員会議の中で何らかの形で子供たちにとってどういう予算づけがいいものなのか、要するにどういうお金の使い方がいいものなのかということをごぜひその中でお話をしていただけないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

教育部長

予算に関しましては、当然、市長部局に要求する際の関係で、補正部分、そしてその結果なども教育委員会の中でいろいろ議論をさせていただいている部分がございます。したがって、そういう中で佐藤委員のお話等も当然、従来も出てきている部分はあるわけでございますけれども、なにぶんにも小樽市そのものが当然その財源を十分持つての話ですとわかるのですが、御存じのとおり赤字財源の中でこういう需用費も何とかつけていただいていると、こういう状況なども御理解いただきながらの部分でございます。ただ、いずれにいたしましても、当然私どもは教

育の充実の面から、教育委員もつけてほしいという、そういう要望は十分持っていると思いますので、また話合いをしながら、そこら辺も協議しながら今後も対応していきたいというふうに考えております。

濱本委員

教育委員会議について

それでは、今教育委員会議のことで質疑があったので、そのことについてお伺いします。

教育委員会議、平成18年度で定例会、臨時会を合わせて24回ありました。議題はそれぞれいろいろなその時々に合わせてあったのでしょけれども、教育委員会としての市長部局に出す予算書をつくる段階に当たって、まず教育委員会議の中でそういう議題、それから決算説明書は今こうやって出ていましたけれども、これは資料としてはもう出せるのだろうというふうには思いますけれども、予算・決算に関して、この24回の教育委員会議の中で何回ぐらい議題になったのか、協議事項、審議事項という言い方もありますけれども、そのことについてわかれば教えていただきたいと思います。

（教育）総務管理課長

正確な回数は手持ち資料がないのですけれども、基本的には予算の部分につきましては、第1回定例会で議決をいただきますので、その前に必ず教育委員会議の中で提示し、説明を申し上げております。また、決算につきましても、定例会等の絡みもございますので、報告という形で提示させていただいているところでございます。

教育長

教育委員会として予算案が出された段階で、実は全員そろって市長、副市長のところをお願いに行くという、そういうシステムをとってございますので、その前には必ずどれが緊急であり、どれが必要十分である、そういうのを見極めて学習会をし、市長、副市長をお願いに行っているという形でございますので、単に私ども事務局レベルでうんぬんというのではなく、お話しいただき、みんなそろってお願いに行きます。それが現状でございます。

濱本委員

結局、例えば小樽市のホームページに教育委員会議の議事録がアップされていないものですから、検証のしようがないのです、私たちにしてみれば。ですから、あえてお聞かせをいただいたということなのですが、よくあるパターンは、事務局、事務部門の中で、もう完全にコンクリートされて教育委員会議にこれで第1回定例会に臨みますから、御承認くださいというようなことではないという、今、教育長の御答弁だったので安心をしましたので、ぜひとも文部科学省もそうですが、教育委員会議の活性化ということはずいぶん前から言われております。教育委員会そのものが市長部局からある意味独立をしておりますし、教育長そのものも特別職という待遇ですから、ほかの部局とは違うということにプライドを持って頑張っていたきたい。教育委員会そのものは収入のある事業をやっているわけでもありませんので、そういう意味では市長部局からいただいたお金は満度に使えるとは言いませんけれども、需要額もいろいろな要素があることは十分承知しておりますけれども、自己抑制を働かせることなく、子供たちのために、小樽市の教育のために有効に使っていただきたいというふうに思います。

学校給食について

それから、学校給食のことでお伺いをしたいのですが、事務執行状況説明書によりますと、延べ供給食数について、平成17年度約126万食、18年度は約127万食、それから中学校は17年度約55万7,000食、18年度で約65万食ということで、これは1人当たりで割り返していきますと、小学校で17年度が198食、18年度が205食ということで、これは7食ぐらいのことですから大した差にはならないのですが、中学校の方については、166食のものが201食まで延びているのです。この延びている要因というか、理由があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

（教育）学校給食課長

委員が御指摘の部分でございますけれども、今日この食数についての資料を持ち合わせておりませんでした。大

変申しわけございませんけれども、後ほど資料を精査して報告いたしたいと思います。

濱本委員

よろしくをお願いします。

それと、最近ですと、保育料の未納の問題等が新聞報道などのメディアでもよくありましたけれども、いわゆる学校給食費に関しては、一時期話題に上ったのですが、最近こそ何かあまりほかのことに隠れて話題にも上らなくなったのですけれども、学校給食費そのものについては、市の会計予算には載らないという部分なのですが、わかる範囲で結構なのですけれども、この学校給食費の収納率等がわかれば教えていただきたいと思います。

（教育）学校給食課長

今の学校給食費の収納関係のお尋ねでございますけれども、平成18年度分につきましては、収納率としては98.39パーセントでございます。総額ということで申し上げますと4億4,000万円ほど、それから収入額としては4億3,300万円ほど、それから差し引きますと、未納の金額が710万円ほどございます。

濱本委員

そういう意味では、98.39パーセントということで、非常に収納率としては高いので、これが90パーセントということになると、子供たち、食材費の部分で影響が出るということもかつてはあったようなことも伺っておりますので、そういう意味では大変安心をしました。収納率については今後とも維持できるように、ぜひとも御尽力をいただきたいというふうに思います。

日本海マリン・ギャラリー構想推進協議会について

それでは、質問を変えまして、昨日に引き続き、事務執行状況説明書に基づいて何点が質問をさせていただきたいと思います。

まず、平成18年度では3ページで、17年度では2ページですが、日本海マリン・ギャラリー構想推進協議会ということで、同じ文言が2年にわたって書いてある。幹事会、総会の開催、それから実施計画の策定と一文字も変わらないで書いてあるのですが、このことについて御説明をいただきたいと思います。

（総務）新幹線・高速道路推進室中野主幹

日本海マリン・ギャラリー構想についてでございますけれども、まずその概要でございますが、これは北海道の長期総合計画に位置づけられておりますパートナーシップ計画というものがございまして、これは道内の各圏域、道央、道南、道東、道北などがありますけれども、そういう各圏域で広域的に統一したテーマを持ってプロジェクトをつくりまして、それぞれの地域で特色を生かしながら、各市町村がそれぞればらばらというところとちょっとあれなのですけれども、それぞれでやっていた事業について互いに連携していこうという趣旨で行われているものでございます。それで、道の各支庁につきましては、市町村に対する協力、支援を行っていこうという趣旨で立ち上げられたものでございます。

後志は小樽市を含む日本海地域で、小樽市から島牧村までの日本海沿岸の1市8町3村で海と自然、それから歴史ということをキーワードにいたしまして、この日本海マリン・ギャラリー構想というものを策定したものでございます。小樽市でも、平成18年度では運河のしゅんせつに係る部分ですとか、歴史的建造物保全の事業、そういったものをこの中に位置づけております。

ただ、これにつきましては、昭和63年に立ち上げられまして、既に約20年が経過しております。それから、そのもとになります現在の北海道の総合計画が、今年度で期間が終了ということもありますし、一定の使命は終わったということで記載の方法は同じ形で書いておりますけれども、そういうような形で本年度は継続事業の経過等を整理いたしまして、この日本海マリン・ギャラリー構想も今年度で終了するというところで予定しております。

濱本委員

企業立地促進条例について

28ページに企業立地促進条例についての記載がございます。課税免除 8 件ということでありますけれども、まずこの課税免除の内容、それから 8 件のそれぞれの個々の案件については個人情報もありますでしょうから難しいと思いますが、概略、アウトラインだけでも教えていただければと思います。

（ 経済 ） 三船主幹

企業立地促進条例の概要についてのお尋ねですけれども、市内に工場等を新築しまして操業を開始した場合、建物の部分とその建物に設置した償却資産の固定資産評価額が5,000万円以上ある場合に、その工場の建物と今申しました償却資産、さらにその工場などの敷地になる部分の土地の固定資産税と都市計画税を2年度にわたって課税免除するという内容になっております。そして、8 件ございましたけれども、これについては平成19年度と20年度の2年度分が課税免除になるわけですが、トータルで約2,850万円の課税免除額ということになります。これは平成19年度についてでございます。

それから、8 件の内訳なのですけれども、工場が6件、物流の施設が1件、試験研究の施設が1件という形になってございます。

濱本委員

約2,850万円ということで、収入が減るのは大変小樽市としては痛いのだろーと思っておりますけれども、このことによってほかの部分とトータルで小樽市の財政にプラスになれば、それはそれでいいのかというふうに思います。ぜひこういう制度があるのであれば、より生かしてもらうためにも、それから次年度以降もたくさんこの課税免除の対象になるような企業が出てこられるように期待をしたいというふうに思います。

公設青果地方卸売市場の概況について

それから、31ページに公設青果地方卸売市場ということで記載がございますが、同市場のことについて、できれば対前年度比を踏まえた中で概況の説明を、簡単でも結構なのですが、お願いしたいと思います。

（ 経済 ） 公設青果地方卸売市場長

平成18年度の取扱いの状況ということですが、18年度は春先からの記録的な大雪ということで、雪解けが遅くなりました。それから全国的な低温、それから6月ごろに長雨が続き、それに伴う災害ということで、野菜につきましては品薄、高値で推移したという経過でございます。8月以降は比較的天候も順調になりまして、出荷も順調になってきたということで、11月以降には過剰供給となりました。

果実でありますけれども、これも同じような状況から、価格的には高値で推移しました。それから、秋口になりまして、みかん、カキ等の秋冬果実が品薄ということで、こちらも高値で推移していたということで、総体的に見ますと、量的には減り、価格は高かったということでございます。

当市場におきましては、こういうような状況の中で、新規荷主の開拓、それから産地づくりなど集荷対策、それから新規買参の開拓ということ、それから量販店への新たな売り込みというようなことで、営業活動を続けてまいりました。

この結果、取扱量では前年度比で4.2パーセントの増、それから取扱金額では12.3パーセントの増ということで、いずれも17年度と比較しますと、前年度を上回ったというのが18年度の状況になります。しかしながら、新規開拓ということでいろいろ経費もかさんでおりまして、利益率は必ずしも伸びていないということで、17年度に損失を出していたのですけれども、それを改善するまでには至っていないというような状況でございます。

濱本委員

間違いなく小樽市民の台所という意味合いも持っている公設青果地方卸売市場でございます。今回の決算でも決していい状況ではないというふうに理解しておりますけれども、ではなくなればいいのかということ、そうではないというふうに思いますし、ぜひとも御尽力いただいて、平成19年度にはもっといい決算内容となるよう期待したいというふうに思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

齊藤（陽）委員

地域子ども教室推進事業について

地域子ども教室推進事業に関して何点かお伺いします。

まず、平成19年度地域子ども教室推進事業、これは文部科学省と厚生労働省が連携しまして、放課後子どもプランという大きな形で、いわゆる従来からあった地域子ども教室推進事業、それから放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ、これを統合いたしまして、放課後子ども教室推進事業という、新たな事業として取り組むという大きな全国的な流れになっているかと思えますけれども、まずこの基本的な認識についてお伺いをしたいと思います。

（教育）生涯学習課長

地域子ども教室、放課後子どもプランの関係の認識ということでございますが、文部科学省の方で昨今の子供たちにかかわる重大事件の続発や地域の教育力の低下などの現状に対しまして、先行する形で平成16年度から緊急3か年計画として地域子ども教室推進事業というのを立ち上げました。その中で、委員のおっしゃるとおり、平成18年5月9日になりますが、当時の文部科学大臣、それから厚生労働大臣、さらには少子化対策担当大臣の3大臣の合意の下、文部科学省と厚生労働省が連携し、総合的な放課後対策というものの実施ということで、放課後子どもプランの創設が発表されたわけです。それに伴いまして、平成19年度が事業開始年度ということで、全国的に開始されているという認識でございます。

齊藤（陽）委員

そのとおりなのですが、全国的な実施状況、あるいは道内各自治体での動きなど、そういう状況については把握されておりますか。

（教育）生涯学習課長

まず、全国的な動きについてでございますが、全国各市で行っているという情報は二、三聞いてはいるのですが、統計的な数字として今年度の実施については把握してございません。道内について小樽市と類似する規模の都市について何市か確認したところでございますが、苫小牧市、北見市、函館市、江別市、室蘭市、釧路市にそれぞれ確認しましたが、今年度については実施を見送るということでございます。また、来年度についての実施についてもまだ検討中というところが多かったような状況です。また、後志管内の20市町村でございますが、この中では黒松内町のみ今年度を実施するというふうに聞いてございます。

齊藤（陽）委員

結論的に言ってしまうと、本市も少なくとも平成20年度はやらないというか、あるいはできないということのようですけれども、その議論はちょっとひとまず置きまして、まず実施状況その他について何点か確認をさせていただきたいと思えます。

まず、おたる子育てプランの平成18年度の実施状況実績の資料をいただいたのですが、その3ページのところにまとめて載っているわけですが、17年度については参加児童数が約2万人、事業費は60万円、18年度は参加児童数が約1万4,000人になりまして、事業費の方は53万2,000円という、これはたぶん市費分のみということなのでしょうけれども、それで決算説明書の208ページに、子どもの居場所づくり推進事業費というのが、決算額として53万1,575円と、これは先ほどの実施状況実績の方は53万2,000円ですから、四捨五入されたというふうに思いますが、決算説明書の方は、事業名として地域子ども教室という名称は出てこないのです。子どもの居場所づくり推進事業として53万1,575円ということになっていきますけれども、まずこの事業名が出てこないということと、

それからいわゆる子どもの居場所づくり推進事業というところでは、子ども地域活動促進事業とか、子供情報誌「大すきおたる」発行事業とか、こういったものもあると思いますけれども、こちらの方の事業費についてはどういう決算状況になっているのか、その辺を御説明いただきたいと思います。

（教育）生涯学習課長

今の御質問の中で、まず市費分ということによろしいのかということですが、委員がおっしゃるとおりこの部分については市費分ということでございます。

それから、決算額が53万1,575円というものと53万2,000円ということで、二通り数字が出ておりますが、これは委員のおっしゃるとおり、四捨五入の結果でございます。

あと名称についてでございますが、地域子ども教室という名称につきましては、当初子どもの居場所づくり推進事業ということで名称が地域子ども教室推進事業に変わったわけなのですが、予算の方、名称として反映させていただいたのは平成19年度からということになりまして、今年度は地域子ども教室推進事業費ということで50万円の計上でございます。

なお、委員のおっしゃったこの53万2,000円の中に、子ども地域活動促進事業あるいは子供情報誌「大すきおたる」の発行事業費が含まれているのではないかと御質問だったのですが、結論から申し上げますと、これには含まれてございません。この53万2,000円につきましては、内訳としては、各小学校に配置しております遊具の補充でありますとか、窓ガラスが割れたときの修繕費、けがをしたときなどのための保険料、さらには携帯電話を備えつけた場合の通信料というものの合計が53万2,000円になってございます。

決算状況ということでございますが、子ども地域活動促進事業については主なものが、「蘭島川水辺の楽校」でございますが、18年度は11万8,288円ということございまして、子供情報誌「大すきおたる」発行事業につきましては、18年度の決算額は82万8,450円となっております。

斉藤（陽）委員

この子ども地域活動促進事業と子供情報誌「大すきおたる」発行事業費、これは今示していただいた11万8,288円、82万8,450円、これは市費分ではないのですか。

（教育）生涯学習課長

説明が足りなくて申しわけございません。今二つ申し上げた例につきましては、市費分ではなくて、おたる子どもプラン協議会という団体の決算状況ということでございます。

斉藤（陽）委員

それで、本年の第1回定例会の予算特別委員会でいろいろ私はこの件について伺ったのですが、そのときにおたる子どもプラン協議会が委託費という形で受けている部分が、平成16年度に241万4,000円、それから17年度が増えまして387万9,000円、それから18年度はまたちょっと減りまして251万9,000円ということで、これがいわゆる委託費という形で協議会が受けている。市費は16年度はなし、17年度が60万円、18年度がまた60万円という、こういう御答弁をいただいたのですが、これは全部予算額ということによろしいですか。

（教育）生涯学習課長

おっしゃるとおり全部予算ベースということでございます。

斉藤（陽）委員

それでは、平成16年度、17年度、18年度、この委託費分の決算というのはどうなっているのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

平成16年度の決算額が241万4,006円、17年度の決算額が387万9,010円、18年度の決算額が251万9,508円となっております。

斉藤（陽）委員

平成19年度について、予算と現在までの参加人数、開催日数、活動プログラムの数などについて、18年度との比較で教えていただきたいと思います。

（教育）生涯学習課長

平成18年度の小樽地域子ども教室の開催でございますが、1年間で合計いたしまして、参加児童数が1万3,801人となっております。これは在籍児童数に対する割合から申し上げますと、9.2パーセントということになります。19年度につきましては、9月22日までの実施状況でございますが、これは参加した児童数が4,359人ということで、この参加率につきましては7.7パーセントということでございます。前年度に比べて率が少し低くなってございますが、これは夏の間にはスポーツ少年団等の活動が盛んですが、冬になると少年団活動や、屋外スポーツの活動が少なくなりますので、冬になると参加数が増えるということで、年度末には前年度並みか、あるいは多いような数になるのかというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

年度が終わるころには大体同じぐらいにいくのではないかと予想なのですが、平成17年度、18年度の対比でいいますと、明らかにちょっと参加児童数が落ちている。18年度、19年度は大体横ばいというふうに見ても、若干その傾向が16年度から始まった3か年、さらに19年度ということで、若干の下り坂といえますか、少しずつ勢いが弱まっているというふうに見えなくもないのですけれども、この辺について原因といえますか、どのように把握されているのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

この活動状況が横ばいしないしは下り坂ではないかということでございますが、各校で地域子ども教室を実施する際に、ボランティアの確保ということで、ボランティアが確保できずに実施できていない学校もございます。過日9月22日の実施の際にも、6校においてスタッフが不足ということで実施ができなかったというようなことがございます。そのようなこともありまして、少し活動が減っているのかというふうには思うのですが、ただ安全管理スタッフのほかに活動リーダースタッフということで、たくさんのボランティアの方に御協力いただく中で、平成18年度につきましては、おたる自然の村、それからスポーツチャンバラのグループのこの二つのグループに主にやっていただき、さらに19年度につきましては、小樽職人の会、体育指導委員会、ボートの漕艇協会、あとゲートボール協会などの御協力を得て、そういう活動のボランティアの皆さんの協力を得て、実施できるように努めているところです。

教育部中村次長

補足させていただきますけれども、今の地域子ども教室あるいは今回の放課後子どもプランというのは、子どもの居場所づくりということですが、そして冒頭に課長の方から説明しましたように、地域教育力が低下している。それを例えば放課後あるいは土曜日の学校においてそれを補うということなのですけれども、果たして日本全国で地域教育力が低下しているのかということが一つあるわけです。今、例えばスポーツ少年団の話が少し出ましたけれども、その地域子ども教室という国の画一的なプランに、今、地域子ども教室から放課後児童プランに変わりましたが、その中ののるものなのかどうなのか。数が減っているということが果たして本当に子供の居場所がないのかどうか、その評価というのはまた別の部分だと思っております。確かに首都圏あるいは近畿圏の大都市圏では、例えば自治会の機能がなくて、町会で何か子供たちにできることと言ってもない。だから、地域教育力を伸ばすために今の放課後の事業をやる、あるいは総合型のスポーツクラブをやるということがあられるのでしょうか。この小樽のまちではまだそういう地域教育力が残っているのです。ですから、ある特定の学校、小学校に通うとしたところに人が集まらない。そこは地域教育力がないのではなくて、別の地域教育力があってこの事業にのっていない、そういう側面もありますので、その辺誤解のないようにお願いします。

斉藤（陽）委員

確かに地域でスポーツ少年団あるいは今のボランティアの方々に、非常に協力していただいて頑張っていたいている、そういうことは非常に大事なことだというか、非常に敬意を表するところなのですが、全国的に非常に教育力が落ちているところがある。それに対して、小樽は本当に大丈夫なのだという、それも確かに見方なのですが、スポーツ少年団あるいは少年野球の会とか、町会の中のいろいろな活動とか、小樽の場合は確かにあるのですが、ではあるからそれに任せておけばいいという話にはならないわけで、非常に全国的な動きの中で、問題点が指摘されていて、地域のそういう活動をより活性化しよう、活発にしよう、中身を充実していこうという、小樽の場合、いろいろなそういうスポーツあるいは文化芸術、いろいろな活動がこれから本州の大都市圏とはまた違う状況の中で活性化していかなければならない部分が、たくさん出てきているのではないかと、それをそういう部分の問題意識を持って、今この地域子ども教室なり、放課後子どもプランなりを一つのいいきっかけととらえて、充実していく一つのきっかけにしていくという、そういう見方も大事なのではないかと、いうふうに思っています。

ちょっと話をもとに戻しますが、この放課後子ども教室の実施にかかわって、平成19年度実施方法や補助金等について非常に不透明な部分があるということで、見送られているわけですが、この問題は、いわゆる不明確な部分、不透明な部分が三つあると思うのですが、実施方法や補助金について明確になっているのかどうか。それから、明確になっていないのでできないという、そういった考え方もあると思うのですが、それともう一つは少なくとも20年度はやらない、あるいはできないという、そういうふうになっているわけですが、それは実施方法や補助金について明確になっていないからまだできないというのか、明確にはなったのだけれども、やはりできないということなのか、そこら辺の部分の認識を確認させていただきたいと思います。

（教育）生涯学習課長

今の御質問の中で、最初に実施方法や補助金などについて明確になっているのかという御質問なのですが、今のところ今までであった情報のままといえますが、少し見えてきた部分もありますが、おおむね示されている、例えば安全管理スタッフの時間給単価が360円であるとか、あるいは年間の実施日数が240日以上というような大枠の実施方法などについては変わっていないのです。ただ、補助金についてはあらかじめ示されても最終的に幾ら来るかわからないというのが補助金の常という部分もございますので、それについてはちょっとまだわからない部分もあるということでございます。

あとは、次に従来の地域子ども教室が今年度より一層効果が上がるものとなったかどうかということでは、先ほど申し上げたような形で活動リーダースタッフの皆さんが増えているというようなことと、参加人数も冬を迎えれば上向くだろうということで、おおむね前年度比では効果があると思っております。

あと最後の三つ目の大きな問題といいますが、平成20年度についてやるのかやらないのかの結論でございますが、明確になったけれども、やはりできないのか、あるいはやらない方がいいのかということでございますが、大きな問題としては、現在土曜日の実施を見ても、相当ボランティアの不足が見られる地域があるということの中で、さらにそのボランティアを得ることの難しい平日の開催においてボランティアを得ることが非常に難しいだろうと思います。先ほど申し上げましたように、時間給が国の方では時間360円という単価で積算してございますが、今の時代に1時間360円という額は、確かに少しは小遣いになるかもしれませんが、いわゆる有償ボランティアとすることによっても、その程度のお金では大したインセンティブにならないのではということで、依然としてボランティア確保についてはめどが立っていない状況というのが、非常に大きな問題ということで、これが現状ではちょっと難しいのではないかと、いうふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

ニュアンスとしては、いろいろな事業方法、実施方法、補助金等が明確にならないからというよりも、ある程度

明確になったというか、そこら辺が見えてきたとしても、むしろできない可能性の方が強いというふうなニュアンスで受け取ってよろしいですか。

教育部中村次長

240日開催のニーズはまずないと思うのです。今、毎週やっているところでも50週には全然行っていませんから。その時間帯、別の事業として放課後児童クラブもあるわけですが、そこにはそれなりの子供たちが来ているわけで、稼働されている母親が家に低学年の子供を残すわけにいかないからということで、そういう放課後児童健全育成事業というのがあるわけなのですけれども、もう一つは、今まで16年度、17年度、18年度というのは民間の団体を通して国の委託金、要するに100パーセントの金に来ていたわけです。プライドだけでは仕事はできませんから、お金がなければ仕事ができない。国から100パーセントの補助金に来ていたら、仕事できていたわけです。今度100パーセントではなくなる。3分の1ずつの負担が果たして今の小樽市の財政状況で担保できるのか、かなり難しい話です。私どもが社会教育の中でやっている事業費というのは、そんなに大きなものではありませんけれども、それぞれをやはり見直していかなければならない。そのときに、有償ボランティアというのが、この小樽のまちで今やっているのは、市立小樽図書館の北小樽分館というのが有償ボランティアをお願いしている。1日1,000円、土日ですから月8回ぐらいですけれども、この部分もなかなか実際にその方というのは、有償の意識はほとんどありません。無償で私は本が好きで子供たちが好きだからこの場所に来ていると、そういうモチベーションを持ってくださっている方だから、1日1,000円でやっていただいている。今のボランティアインセンティブ、国の方で360円とかいろいろ出しているのは、大都市圏で何か人を集めるときに、お金を払わないで集まるジャンルと集まらないジャンルがある。例えば昼間のテレビの公開放送にはお金を払っても集まりたい人はたくさんいるわけですが、こういう子供たちの面倒を見るとか、そういうことに関してはなかなか実際に経費がかかってくるから、経費の担保がなければ人が集まらないという実態があるわけです。そういう部分を、では小樽のまちで全部それを担保できるのかと、あるいはそういうニーズが本当にあって、それを続けてくれるモチベーションを持った方々がどれだけいるのか。それが今の無償ボランティアの世界の中で読みきれない。それをまだもう少し見る必要があり、ニーズとボランティアのモチベーションを見なければ、この事業というのを制度的に国の制度だからといって丸のみをして、いつ変わるかわからないものを続けるわけにはいかない、私はそう思っています。

斉藤（陽）委員

確かに非常にハードルが高いと、難しいということはわかります。240日開催というのも、従来やっていた週末のものとして考えたら、絶対無理な話で、平日の放課後児童クラブと合体するから240日という話になるのだと思うのですけれども、確かに今おっしゃった指摘されている部分というのは、そのとおりあるのかというふうには思っています。

そうなのですけれども、国のいろいろな資料を見ますと、普通交付税の算定基礎として措置されている部分がきちんとありますという国の方から通知があったり、あるいは平成19年度の予算ですけれども、本市の子ども居場所づくり推進事業費、一応50万円が地域子ども教室推進事業、改めてこの事業名で50万円措置されているわけですが、18年度まであったこの委託費の部分は、これはそっくり今年度はないわけですね。単純に今までの市費分の継続といいますか、その50万円だけでやられているわけですね。

（教育）生涯学習課長

委員のおっしゃるとおり、この平成18年度まであった委託費というのは、国の方の文部科学省の緊急3か年の事業でございますので、事業終了年度の18年度で終わらして、この委託費について本年度はございません。

斉藤（陽）委員

非常に予算的にも厳しいと。実際に実施する部分でもなかなか難しい問題がたくさんあるということで、ハードルが高いということは十分わかったのですけれども、その中でも本来の地域の子供たちにいろいろな勉強をさせ

るとか、スポーツをするとか、あるいはいろいろな文化・芸術活動に触れるとか、そういったいろいろな交流を通じて、地域社会の中で子供たちを見守って、心豊かに健やかにはぐくんでいくという、そういう物の考え方とありますが、そういう環境づくりというのは、前段でいろいろ出ましたけれども、いわゆる大都市圏だけの問題ではなくて、小樽市の中にもそういう問題意識というのは必要なのだといったところは、認めるべきではないかと思えます。こういう今の状況の中で、難しいということできないということ、そのまま従来どおりの地域子ども教室という形で引き継いでいくという、どちらかという消極的に見えるわけですが、こういうやり方で、先ほど言ったような目的意識で地域において子供たちを育てていくということが十全にできるのかと、十分なのかという、そういう危ぐの念を抱かざるを得ないわけですが、そこら辺の今後についてもうちょっと大局的な立場から、教育長の御見解も伺えればというふうに思います。

教育長

今、委員がおっしゃいましたように、地域の中で子供たちを見守っていくということは、社会教育においても学校教育においても同じく大変大切なことであるというふうに考えております。前向きでないというような御発言もございましたが、今行われています二つの事業でございますが、私はいろいろな面で、例えば特別に教育を受ける子供の年齢等についても年々上げたり、いろいろな取組をしていて、ある程度私は確かな歩み、確かな足取りはあるのではなからうかと思えます。代表質問、一般質問でよく出てございますように、今、学校ボランティアとありますが、そのかわりにつきましても、私どもいろいろ頭を悩ましていますのは、受皿の問題ともう一つはボランティアが果たして学校のニーズに沿ったものが集まるかどうかというのも大きな問題でございますし、それと同様に、この国で行われている新しい事業につきましても、ボランティア確保というのが大きな課題であろうかと思えますので、もし前向きにということでありましたら、このボランティアをどういうふうに私どもとして見つけていこうかと、そのあたりをまず真剣に取り組んでいく必要があるかと思えます。それで、ある程度めどが立ちましたら、また予算的な裏づけとかができましたら、それにつきましても、十分検討してまいりたいと思えます。とりあえず学校、社会教育のボランティア、総合博物館同様にあのような集まり方では今ない状況でございますので、そのあたり十分研究してまいりたいというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

確かにボランティアの方の御協力というか、非常に今頑張って、先ほど後ろ向きというか、そういうような発言があったという、私は決して今の実施状況が後ろ向きだとか、そういうことを言っているわけではなくて、より充実をしていく、今、御協力いただいているいろいろなボランティアの方々も頑張ってやっていただいているわけですが、さらにそれを応援して、より全市的に活発にしていくために必要なことがあるのではないかとこの観点で伺っているわけです。

次に、お聞きしたいのが、放課後児童クラブとの関連ということで、地域子ども教室と放課後児童クラブを合体するという、そういったことが言われているわけですが、本市においては従来どおり地域子ども教室は地域子ども教室、放課後児童クラブは放課後児童クラブというそれぞれで充実していくことが大事なのだとおっしゃると思うのですが、放課後児童クラブの対象児童について、特殊学級の受入れということで、障害児については平成17年度、18年度3名ずつ、19年度については特別支援教育とのかかわりということはどういうふうになっているのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れということでございますが、平成17年度、18年度ということで、3名ずつ受け入れてございますが、19年度につきましても、2名入りまして、現在、5名の児童を受け入れてございます。

斉藤（陽）委員

あと障害児について平成17年度、18年度、4年生の受入れというのは試行的に実施されているわけですが、今後5年生、6年生という、そういう拡大もしていただけるのかどうか、その見通しについて伺います。

（教育）生涯学習課長

平成17年度、18年度、4年生の受入れを試行してきたわけなのですが、現場での指導員の派遣等を受けて、19年度については今後試行ではなくて4年生については受け入れるということになってございます。また、19年度につきましては、5年生も現在試行という形で受入れ2名、これは教育部ではなくて福祉部の所管になりますが、塩谷児童センターといなきた児童館、この2か所で1名ずつ受け入れているということになってございます。また今後の見通しということになってございますが、現在5年生について試行中ということで、さらには6年生もということになりますが、これは指導員の働く環境の問題あるいは体の大きくなった障害のある児童の受入れができるのかどうかという、さまざまな問題もございまして、今後、受入れについて検討をしていくべきものと考えてございます。

斉藤（陽）委員

その放課後児童クラブ全体のことで、今は3年生までということでおおむねといいますか、10歳前後という児童福祉法の決まりがありますから、一応3年生ということになってはいますが、前後ということで6年生まで拡大してほしいという要望は結構強いわけです。この放課後児童クラブ全体の対象の拡大、そういった部分についてはどのように考えていますか。

（教育）生涯学習課長

そもそも、この放課後児童クラブの関係で、委員も御存じのように児童福祉法に基づく施策ということで、保育所のようにきちんとした制度ではない部分もございまして、いろいろと難しいところがあるのですが、現在のその受入れ状況を見ていく中でも、1年生から2年生、3年生と上がっていく中で、もう自分で留守番ができる、あるいは塾や習い事を始めたからというようなことで、児童が2年生、3年生と進むにつれて減っていくような状況がございまして。またさらに、4年生、5年生、6年生となりますと、もう既に自宅で留守番が当然できるようになりますし、また友達との交流等、さまざまな形で放課後の過ごし方が多様化していくというふうに考えてございますので、現時点では4年生以上にも拡大するという事は難しいと考えてございます。

斉藤（陽）委員

先ほどの議論にちょっと戻りますけれど、そういった状況があるからこそ、いわゆる放課後児童クラブと地域子ども教室が合体するという必然性というか、必要性みたいなものも若干出てくるのかというふうにも思いますが、質問を先に進めたいと思います。

国はこの放課後児童健全育成事業とその地域子ども教室を統合するという方向ですけれども、平成18年度の決算説明書の208ページで、決算額がこのいわゆる放課後児童クラブ6,930万4,422円、手数料収入として1,758万7,000円、道の補助金として1,621万3,000円ということで、この放課後児童健全育成事業の補助金算定の仕組みはどういうふうになっているのかということと、これから国の方針が大きく変わっていくときに、現在のままでこれが措置されるのかという部分については、どのようにお考えでしょうか。

（教育）生涯学習課長

この補助金の算定の仕組みと今後どうなるのかということになってございますが、この補助金につきましては、国庫という部分と道で単独に拡大している部分もございまして、それぞれの内容を申し上げますと、国の方では開設年間200日以上放課後児童クラブに対して、その児童数に応じた基準額をもって補助をするということと、あともう一つは障害児を受け入れた場合の加算、これは1名につき68万7,000円でございますが、これを受けております基準額ということで2,171万1,000円がございまして、これに対する補助率が3分の2ということになりますので、1,447万4,000円の補助がまず1本でございます。

もう一つはただいまの基準では見られない部分なのですが、それを道の方でさらに拡大しているところがございます。先ほど申し上げたところは児童数が20人以上のクラブでなければ対象にならない。20人以下の、例えば19人のクラブであれば、先ほど申し上げた補助金についてはゼロということになるのですが、道の方で拡大している部分につきましては、児童数が10人以上いる放課後児童クラブにつきましては補助対象としておりまして、障害児加算、これは単価23万4,000円ですが、これが2名いるということで、46万8,000円でございますが、それを足した中で補助対象基準額が695万7,000円でございます。これに対しての補助率が4分の1ということになりますので、173万9,000円の補助金ということで、先ほど申し上げました1,447万4,000円とただいまの173万9,000円を合算したものが18年度決算の1,621万3,000円の補助金の額になってございます。

今後、どうなっていくのかというお尋ねでございますが、現在の基準については平成21年度までという考え方が示されておりまして、その後、22年度からは年間250日未満の実施、開設については補助を廃止するという国の考えでございますので、具体的に言うと、現在、土曜日にも開設しているのは、市内に5校ございますが、それ以外の学校については土曜日には開設していないので、22年度からは人数が何人いても補助金が出ないという状況でございます。

斉藤（陽）委員

この放課後児童クラブ自体が非常に危うい状況といいますが、現状では大変だということになるわけですが、今後、前向きに考えていかなければならないというふうには考えます。

最後に、この関連で、子ども地域活動促進事業、先ほどちらっと出てきましたけれども、平成17年度は拡大・充実が図られて、「蘭島川水辺の楽校」に児童参加が739人、それから大人の参加が75人、18年度を見ますと、一気に減りまして、15組、33人と、何か急に後退したような印象を受けるのですが、民間の方ではNPO法人自然教育促進会が、朝里川で川下りを行ったというような報道もあるのですが、この地域活動促進事業の動きについてはどうでしょうか。

（教育）生涯学習課長

今お尋ねの「蘭島川水辺の楽校」の参加人数が急激に減ったという御質問ですが、実は従前は「蘭島川水辺の楽校ほか」と記載すべきだったものでございまして、「蘭島川水辺の楽校」のほかにも体験活動、読書活動等で図書館などで子供司書体験あるいは読み聞かせをするお話の会などの事業を行っていますし、考古学の調査とか、さまざまな工作会を行っているのですが、当時はこういうものをメニューの中に入れてよいというか、入れるということになっていたものですから、その合計が児童739人、大人75人ということでございまして、それを整理した形で、平成18年度は純粋に「蘭島川水辺の楽校」のみの記載ということになりましたので、それで15組、33人ということで、ちょっと説明が足りなかったのですが、そういう事業のとらえ方ということでの人数が減ったということでございます。

あともう一点、民間といいますが、NPO法人自然教育促進会の朝里川での川下りなどの事業についての御質問ですが、実はおたる子どもプラン協議会にはNPO法人自然教育促進会がメンバーとして入ってございまして、「蘭島川水辺の楽校」についても、実はNPO法人自然教育促進会に依頼してやっていたという事情がございます。委員のおっしゃるとおり、さまざまな形で屋外活動、体験活動というのが、行政、民間を問わず行われているのかと思うのですが、何らかの形で連携をとって、子供たちのそういう屋外での活動に参加あるいはその情報の提供を行うというような形で、取り組んでいきたいというふう考えております。

斉藤（陽）委員

最後ですが、おたる子育てプランの実施状況実績を見ますと、この地域活動促進事業のところの平成18年度の実績の部分には、その他というひし形マークがついていて、それで実施状況が15組、33人ということになっているのです。これは継続でもない。拡大・充実もしていないというか、どういう意味のひし形か、まず教えていた

だきたいのと、それと文部科学省の地域子ども教室の実践例をホームページなどで見ますと、今出てきたような地域活動促進事業で載っている「蘭島川水辺の楽校」のような活動が、地域子ども教室の実践例の方に非常に取り上げられていて、推奨されているというような印象を受けるのですけれども、本市のその考え方というか、本市のおたる子どもプラン協議会での受止めというか、どういう考え方をしているのかお聞きします。

（教育）生涯学習課長

まず、1点目の小樽市次世代育成支援行動計画おたる子育てプランの中の、いわゆる事業の見直しに係る事業実施区分がひし形のその他なのですが、新規は二重丸、拡大・拡充については通常の丸、継続については黒丸、廃止・実績なし等はバツというような形で区分されてございまして、その他というのは先ほど申し上げましたが、事業の見直しといたしますか、とらえ方を変えたということで、従前は体験活動、読書活動などの地域活動促進事業で加えて児童739人ということでとらえていた、とらえ方を変えた、いわゆる統合したという意味でのその他のマークです。

2点目の御質問ですが、文部科学省のホームページでも確かにさまざまな自然活動の例が載っているのは承知しているところなのですが、現在のところ、小樽市の地域子ども教室というのが学校の施設を利用させていただいて、主に体育館あるいは図工室、図書室などで実施しているところがございます。確かに理想を言えば、校下の川に行ったり、海岸に行ったりというふうなことでの活動も非常に有意義なことかとは思いますが、それを支える活動リーダースタッフ、ボランティアの皆さんも、これは非常に子供の安全にかかわる活動ということになりますので、そういうものの充実を待って実施していければというふうに考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時52分

再開 午後 3 時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木委員

大きく教育、総務の関係、それから経済の関係所管にお聞きします。

財政再建推進プランの実施計画について

最初に、1点目は、財政再建推進プラン実施計画にかかわって、過日、総務常任委員会にその取組状況が報告されました。この中でアバウトというか、大枠の中で財政効果を生み出している部分が載っております。細かい点になるかと思いますが、この財政再建推進プラン実施計画の中で行政改革とあわせてスタートしたという、この記述の中で、完全に平成17年度、18年度にわたって実施されたものと、それから検討課題になっているという記述がされております。それで、財政再建推進プランと行政改革とミックスしているのだらうというふうに思うのです。

まず、事務事業の見直しのところで、実施したのものとして丸がついております。しかし、内容については書かれておりません。それと似たようなケースがそれぞれの中にあるわけですが、その部分についてまずお知らせください。

（財政）中田主幹

総務常任委員会です。財政再建推進プラン実施計画の取組状況で、実施済み又は実施中、継続実施しているも

の中で、空欄になっている部分でございますけれども、主なものを書いてございまして、その空欄の部分についてはかなり細かい部分もございますので、結果は省略させていただきました。それで、例えばこの 2 ページにあります（ 1 ）人件費等の抑制で、時間外勤務の抑制の部分、空欄になってございますけれども、これにつきましては、グループ制の導入など業務の見直しをしてその時間外をしなくてもいいようにしたと、そういうような取組を個々にやっているということ、また（ 2 ）事務事業の見直しでは、事務事業の見直しにつきましては、一つとしては、例えば、放課後児童クラブの配置人員を受入れ児童に対して職員何人とかというのがあって、そういう見直しを行っております。それと国の制度等を使って、小樽市の予算としてはゼロ予算という形で執行している事業もございまして。そういうような事務事業の見直しもしてございます。

それと 文書事務、庶務事務、支出命令事務の見直しということでは、主なものとしたしましては、定例的な減免の専決者を部長から課長へというような、そういう事務の簡素化の見直しをしている部分もございまして。そういうような部分は記述していませんけれども、実際にはやっております。

それと、3 ページの管理経費の圧縮については、一つとしては市職員の所有する軽自動車の納税通知書なのですが、それを郵便を使わないで、それぞれ職場の本人に直接渡すような形というようなこともやっております。それと、あと光熱費の削減は、節電、節水に努めているというような内容でございまして。それから、下の方の収納体制の見直しにつきましては、収納業務の役割を明確にして、滞納整理とかを徹底したという部分でございまして。それから、下の方にあります減免制度の見直しにつきましては、一つとしては教育委員会庁舎の会議室を今まで減免ということで使用していただいていたけれども、それを多少の使用料を徴収するような形で見直しをかけてございます。一応、今回空欄としているところは、そういうような細かい事業の見直しなものですから、全体のバランスから、主なものだけを書くようにしていますので、いろいろ事業のやったことの濃淡がかなり出てきますので、今回は省略させていただいたという状況でございまして。

佐々木委員

行革のときの部分で標記の部分は、結構細かく事業名が載っています。現在、小樽市の場合、細かい部分で言えば、総事業数というのは 1,000 本を超えていますね。

（ 財政 ） 中田主幹

一応、予算という形で我々財政課の方でその事業を掌握してございますけれども、それを単純に一般会計、特別会計、企業会計を合わせると 1,800 から 2,000 本の事業単位になります。ただ、その中には細かい管理経費で 1 本になったり、光熱水費で 1 本になったりと、そういうような単位の積上げで、今言いました 1,800 から 2,000 本の事業がございまして。

佐々木委員

昨年、一昨年から行政評価の観点で、今、事業を進めている。こういうことで事務事業評価については 21 世紀プランに基づいてと、こういう形でやっているわけですが、今、話の中で細かい事業というか、その部分についての事業名は別にして、財政効果を上げた年度は総体としてここに記述されている部分、平成 18 年度の目標額に対して、実際の効果額は 16 億 9,100 万円というような数字があるわけですが、5 ページのところを書いてある大枠のいわゆるつかみなので、もう少し細かく、事業に絞って説明をいただけますか。

（ 財政 ） 中田主幹

今回参考ということで、取組の効果額を示させていただいております。その内訳でございますけれども、人件費につきましては、そこがございます、これいずれも平成 17 年度決算と 18 年度決算の評価をベースにしております。人件費の抑制については総額 7 億 4,600 万円で、職員給与費などで 3 億 200 万円としてございます。その 3 億 200 万円の内訳としましては、職員数の削減並びに職員給与等の削減を拡大してございます。その部分で約 2 億 9,000 万円。それとその他に議員報酬の削減を 17 年 10 月からやっておりますので、18 年から通年ベースになりますの

で、それで約1,200万円ございます。そのほかに退職手当債の導入ということで、4億4,400万円ということで掲出させていただいております。

それと事務事業の見直しの方でございますけれども、総額で9億4,500万円、歳出削減で9億400万円となっております。その歳出削減9億400万円の内訳は、一番大きいのが特別会計、企業会計の収支改善ということで、約7億5,500万円、そして次に大きいのが管理経費、清掃とか機械警備の委託の見直し、それからコピーの庁内統一単価を図ったとか、そういうものをもろもろ合わせて9,700万円ほどございます。それと、16年度から事務事業の見直しということで、50本ほどの事務事業の大きな見直しをしてございますけれども、その部分で約5,800万円でございます。それとあと負担金とか補助金の見直しが約1,500万円ございます。反対に委託を拡大している部分とかがございますので、それでマイナス効果ということで委託費が増えたということで、約2,000万円ちょっとのマイナス効果も計上してここに集計してございます。

それと、歳入増につきましては、4,100万円上げてございますけれども、内訳としましては資産の売却等、土地などの売却を進めたということと、交通記念館の株券が清算されていますので、その辺の部分を加味、集計して4,100万円という形で報告させていただいているところでございます。

佐々木委員

今いろいろ言っていましたけれども、これは平成18年度決算ですけれども、それが19年度にも移行しているということなのだけでも、要するに今の部分を含めて報告はありましたか。

（財政）中田主幹

一応今回は平成15年度から18年度の取組を15年度の時点で目標を立ててやったという部分で、ここまでの取組で1回整理したいというふうに考えてございます。それで内訳については、そういう意味では今話しましたけれども、資料としては、先日、総務常任委員会に提出した資料で、それで報告ということにさせていただきたいと思っております。

佐々木委員

それから、今の場合は財政の関係での答弁ですね。行政改革と一つにしているということなので、そうするとこのもう一つのということで、検討中というような部分がありますね。このところは行政改革担当の方から答えてもらえるのか。

（財政）中田主幹

担当が2人で、私が財政サイドで、総務部阿部主幹が行政改革担当なのですけれども、その計画を一本にしています。財政再建と行政改革は、非常に密接に絡んでございますので、計画としては一つにしています。それで、一つの計画なものですから、2人で報告するのちょっとおかしいということで、財政再建推進プランということですので、私の方から一括まとめて今回報告させていただいたということでございますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

（総務）阿部主幹

今、御質問がございました検討中のものの今後ということですが、財政再建推進プラン実施計画の平成18年度の取組状況の中で、項目としては64項目ございまして、その中の52項目を実施してございますので、実施率としては81パーセントという状況でございます。そのうち、12項目がいわゆる未実施というか、検討を含めてそういう状況になってございますので、それについては、今後の部分を含めて説明いたしますと、まず1点目は、事務事業の見直しという部分で、旅費の見直し、これにつきましては19年度から道内日帰り旅費の日当及び在勤地内の日額旅費を廃止してございますので、実施したような状況になってございます。それと、同じく事務事業の見直しの中で、福利厚生会の統合という部分、これにつきましては病院の組織の統合が今取り組まれてございますので、それに合わせて検討していきたいということでございます。それと、続きまして経費の節減ということで、公債費負担の軽

減ということで、これは19年度で予算措置をしてございます。それと、新たな歳入の確保という部分で2項目ございますが、一つ目は職員駐車の有料化ということで、御存じのとおり、今年の7月1日から実施してございます。それと、有償サービスの創出ということで、これにつきましては、市の施設や備品など、例えば今まで無償で貸し出していたものを有償で貸し出しできないかということで、引き続き検討していきたいと思っております。それと、事業評価システムの確立ということで、事業評価システムにつきましては、これは18年度につきましては、総合計画の第3次実施計画の点検に当たりまして、評価システム施行という形で実施してございます。減免制度の見直しということで、入湯税の減免制度の見直しというのがございますが、これは事業者との協議もございますので、引き続き粘り強く協力を求めていくという形で進めていきます。それと、人材の育成と多様な人材の確保ということで、人事評価制度並びに人材育成の充実ということがございますが、これは御存じのとおり、平成19年9月21日の総務常任委員会で報告させていただきましてとおり、今年、人材育成基本方針を策定してございます。それと、公正の確保と透明性の向上ということで、市民意見の聴取制度の整備ということがございます。これにつきましては、町会活動支援員制度を10月1日から導入してございます。それと企画政策室ではパブリックコメント制度の導入に関する調査研究を今進めてございまして、要綱等の策定に向けた準備をしているところでございます。それと、最後になりますが、コンビニ納付の検討ということで、これにつきましては、現在、水道、下水道では実施済みとなっておりますが、要は市税等の関係で費用対効果の問題もございまして、これは水道の実施状況ですとか、他都市の状況を見ながら、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

佐々木委員

質問を変えます。

学校給食について

次は、学校給食について何点かお伺いします。

冒頭にお聞きしたいのですけれども、市の受止め方、小樽の学校給食の目的、現状認識、これをお願いします。

（教育）学校給食課長

学校給食法の法令にも規定されておりますけれども、児童の健全で健やかな成長と、それからまた食習慣の育成ですとか、児童学校教育の面でもそういう面から努めていかなければならないというふうに認識をしております。

佐々木委員

ちょっとくくった言い方をしているのですけれども、もう少し小樽市の学校給食の、今、私の言葉で言えば、より安全なというだけではなくて、それから安心だとか、学校給食法に基づいてやっていますと、こういうものですが、もうちょっと解説してください。

（教育）学校給食課長

小樽市の学校給食を児童・生徒に提供するという体制の中では、安全、それから安心が最大の基盤だというふうに思っております。そういう部分に立って、子供がおいしいと思える、またそういう和やかな食事ができると思えますか、そういったものを提供していきたい。あるいはまた、質の維持、向上といえますか、そういった点も重要な観点であるというふうに考えております。

佐々木委員

それで、そのためには市が管理し、責任を持つところと、それから負担を求めるところというのがあるのではないですか。

（教育）学校給食課長

施設設置者であります市の関係と、それから保護者との負担区分の関係でございまして、学校給食法ほか関係の文部科学省通知等で一定の考え方が示されてございまして、施設の設置、費用、それからその施設の共同調理場であるとか、単独調理校でありますとかですけれども、施設の維持運営経費、それからまたそこで稼働をする調

理員などの人件費、光熱水費、そういったものは基本的に設置者の負担になっております。

ただ、給食の元になります食材料費につきましては、保護者の負担ということで、制度的な整理がされております。

佐々木委員

市が責任を持って学校給食を進めているということで受け止めておきたいのですけれども、そういう面で考えて、基本的なことをお聞きしたのですけれども、それで実際やっているだろうというふうに私も思っております。

それで、具体的な例で、今、平成18年度の給食の実施状況をお聞かせください。

（教育）学校給食課長

今お尋ねのございました給食実施状況でございますけれども、食数で申し上げますと、平成18年度の方でございますけれども、延べ供給食数としましては、小学校で127万1,437食、中学校が64万9,485食、総数としましては年間192万922食の供給をしております。また、1日当たり施設単位で申し上げますと、これは18年5月の数字でございますけれども、オタモイ共同調理場につきましては1日2,392食、新光共同調理場につきましては6,794食、単独調理校が6校ございますけれども、合わせて1,143食、総体1万329食という実施状況でございます。

佐々木委員

もう一度確認しますけれども、単独校による調理とそれからオタモイ共同調理場とそれから新光共同調理場ですね。単独校については現在何校ですか。

（教育）学校給食課長

単独調理校については6校ございます。残り35校が共同調理場でございます。

佐々木委員

それで、その状況の中で、先ほど父母負担の関係がありましたけれども、給食費の現状はどうか。

（教育）学校給食課長

給食費の現状ということでございますが、給食費につきましては、収入の状況を申し上げますと、平成18年度の方でございますけれども、調定額につきましては4億4,000万円ほど、それから収入額につきましては4億3,000万円ほどで、その差、差引き未納額が710万円ほどという収入状況になっております。収納率につきましては、98.39パーセントという、そういう状況でございます。

佐々木委員

先ほど別な方から収納率の関係の質問がありましたけれども、私が今度聞くのは、子供たちの給食費の実態はどうですか。

（教育）学校給食課長

給食費の関係でございますけれども、小学校低学年、それから高学年、中学校ということで、もともとの栄養摂取基準もございまして、小学校低学年の給食費、月額で申し上げますと、月3,300円、それから高学年であれば3,400円、あと中学校につきましては日数の違いがございまして、中学校1、2年生につきましては4,100円、3年生については3,900円という現状でございます。

佐々木委員

そうすると、給食費を値上げしないで、いつからこの金額になっているのですか。

（教育）学校給食課長

現在の額に改定をいたしたのは、平成11年度でございます。

佐々木委員

そうすると、平成11年度からずっと値上げをしていませんね。

それで、私が聞きたいのは、この後、現状、給食の状況から含めて、この給食費の値上げもしない状態ですね。

今後、給食数の動きというのか、この辺はどういうふうになっていますか。

（教育）学校給食課長

給食数の推移でございますけれども、先ほど 1 日当たりで申し上げた食数がございますので、それを基にお答えいたします。

施設ごとの食数でございますけれども、オタモイ共同調理場につきましては、平成18年度2,392食でございますけれども、同じ時期、19年5月でございますけれども、2,294食ということで、98食ほど減少しています。それから、新光共同調理場につきましては、同じように18年度と19年度を比較しまして、18年度が6,794食、19年度は6,708食、これも86食ほど減少しております。それから、単独調理校につきましては、これも6校合わせた数字でございますけれども、18年度は1,143食、19年度は1,079食ということで64食ほど減少しています。そういったことで、総体合わせますと、18年度は1万329食でありましたけれども、19年度は1万81食ということで、248食ほどの減少ということになっております。

佐々木委員

それで、減る傾向というのは、子供の数が減ってきている。

それともう一つあわせて、給食費の値上げ等の問題についてはどこで処理をしているのか。

（教育）学校給食課長

給食費の改定の関係につきましては、学校長、それから教職員、保護者の代表の方々に入っていただいております学校給食運営協議会がございまして、そういった会議に対しまして、教育長から諮問をして、そして運営協議会の中で検討委員会という一つの組織を持っておりますけれども、そういった中で給食の内容、当然文部科学省が示しておりますそういう栄養摂取基準もございまして、それからまたどういう食材を使ってどういう給食内容になるのか、そういったこともあわせて御議論・御検討をいただきながら、答申を教育委員会の方にいただいております。また、いただいた答申を基に、教育委員会で原案を決定し、市議会ですとか、保護者の皆様ですとかに、御理解をいただいて改定をするというふうに認識しております。

また、現在の給食費の検討状況でございますけれども、先月、教育長から諮問いたしておりますので、近々にその検討委員会の方で御審議、御議論をいただく予定であります。ただ、このごろの新聞報道がとりわけ10月に入ってからそうでありますけれども、いろいろな食材の価格が全般にわたって値上げの傾向にあるという報道がされております。そういったことで、私どもも直接納入業者の方も含めて、今後も情報収集に努めてまいりたいと思っております。また、そうした中で、なるべくそういう情報を提供しながら、その検討委員会の場でよくそういう収支の見通し、そういったものを御議論いただいて、学校給食がどうあるべきか、そういったような検討をお願いしたいと思っている現状であります。

佐々木委員

慎重に進めていただきたいというふうに思います。

それで、ちょっと話は変わりますけれども、平成18年度の実績までやってきて、いろいろとアスベストの問題があったり、紆余曲折がありながら、先ほど言いました安全な給食、安心な食ということで進めてきました。18年度は無事故無違反ということで問題はなかったのですか。

（教育）学校給食課長

特に大きな観点での問題はなかったというふうに認識しております。

佐々木委員

それで、話はちょっと関連するのですが、過日、学校等についてこういうプリントが回ったのです。いわゆるオタモイ共同調理場の調理洗浄の部分が民間委託になると、こういう部分について保護者の方に説明に向かったと、こういうことなのです。その中に、要するに平成20年度からオタモイ共同調理場の調理洗浄などの業務を民

間業者に委託し、運営の効率化を図ると。20年度ですから、来年度になりますね。それで、ここに至った経過というのが若干私は気になるところなのですが、これからのいわゆる財政再建計画とは別に、行政改革の中で、私はこういう形で向かおうというのは、これまでの計画の中ではなかったと思うのです。あるのは新光共同調理場とオタモイ共同調理場を新築するとか、選択肢が幾つかあったと思うのですが、そういうことで押さえてきますと、ここに記述されている内容からすれば、どういう経過でこう来たのか。

（教育）学校給食課長

今、冒頭に御指摘がございましたように、オタモイ共同調理場の給食供給校が11校ございます。その保護者の方々に保護者説明会ということで案内を差し上げてございます。それで、そこに至る経過について説明申し上げます。財政再建推進プランの関係も兼ね合うと思いますので、そういった点も含めて説明をいたしたいと思います。

当初は、平成18年2月に財政再建推進プランの実施計画が策定されておりますけれども、この項目の一つとしまして、業務委託の推進の中で、平成21年4月からこの調理場の統合と、それから新築、そして民間委託を目指すということで方針を持っておりました。それで、この方針をのせた部分の経緯でございますけれども、同じ時期に調理場のあり方を検討いたします調理場運営委員会の中で、この学校給食を取り巻く状況、とりわけ施設の関係につきましては、昭和40年代の建設でございますので、やはり経年による老朽化が進んでいる面ですとか、それから運営の状況につきましても、正規の職員を基本にということの運営は従来行われてきたわけでありまして、平成12年度以降小樽市においては、そういった現業職員については不補充の方針がありまして、またそれ以降も同様の方針が堅持をされると、そういった状況があります。それからまた、食数の推移も先ほど申し上げましたように、年々減少傾向が続いていると、そういったような総体的な状況の中で、2か所の共同調理場を将来的にも維持していくのは難しいだろうと、このような考え方から、今、申し上げたような21年4月をめどとして調理場の統合、また施設の新築、それからあわせて効率的な運営のために業務の民間委託の推進を図るということで、そういった方針を運営委員会の中で決定をいたしまして、そういったものに基づきまして、この財政再建推進プランの中でも同様の方針を掲げたような経緯でございます。

その後、それぞれこの施設の状況でありますとか、統合についてですとか、若しくはその建替えについてですとか、それぞれの課題の検討を進める中で、当初のある程度一つの取組として統合と新築、それから民間委託をセットでと申しますが、そのような形で推進することはやはりなかなか困難ではないのかと。建替えにしましても、こういった施設でございますから、大変多額の建設費、施設整備費を要するものでありますので、現下の財政事情からはやはり一遍には行えないだろうと、そのようなその後の議論の中で検討がございまして、必ずしもこれらを一つの取組としては行わずに、今の財政状況も踏まえて可能なものから着手をし、実施をしていく、そういった考え方で、今回20年度にオタモイ共同調理場の調理等を内容とします一部の業務委託、それから食数の推移もございまして、おおむね従来の食数の減少傾向が続くとするならば、23年度に新光1か所での調理実施の可能性があるものですから、将来的な統合と委託の方針を翌年の19年の調理場運営委員会において確認をいたしております。

こうした考え方にに基づきまして、今に至っておりますけれども、この19年2月の調理場運営委員会の中で、こうした具体的な方針を決めた理由につきましては、今申し上げましたおおむね調理場、それから単独校、そういった中で正規の調理員のおよそ7割を超える方が、今後、数年間で退職をしていくような年齢構成になっております。それで、そのような大量退職ということで、随時、臨時職員を補充していくという方法も一つではございますけれども、なかなか臨時職員についても上限の雇用年数などがございまして、やはり安定した学校給食の供給体制を考えたとき、また一方で、給食事業などの参入をされている民間事業者の方も、この運営を見たときは衛生面や品質管理といった点に特化するような業務形態と申しますが、そういった特徴を有しているものですから、あわせて私どもの置かれている状況とそうした民間事業者の現状と申しますが、そういったものを考え合わせたときに、今回の民間委託の方針を持つに至ったという背景でございます。

こういった背景でございますので、安定した学校給食の供給体制を確保していきたいと思っておりますし、市としてもあわせて運営の効率化を図っていききたいと、このようなことが主な考え方でございます。こういった考え方につきましては、現在、冒頭申し上げましたように、各給食の関係者の皆様にもまず説明をして御理解を得て、それからまた関係する皆様にも今後説明をし、御理解を得ていきたいというのが現状でございます。

佐々木委員

この目標年次を平成20年度に立てたところ、これから現状どういうふうにして小樽の学校給食の運営をしていくかという検討課題、20年度というふうにした。それで、物は走っているのに、20年度にしますと、こう走っている状況なのです。だから、今の状態でも、聞いていると作り手の方の部分、作り手の方の事情によって変化せざるを得ないと。先ほども触れたのだけれども、18年度までやってきた給食の実施内容からすれば、何の問題もなく、安心・安全な給食を提供していると、こういうことなのでしょう。だから、変えていくというその事情というか、こここのところが言葉としては民間委託しますと、言ってみると業務委託だとか、昨日、病院の方の関係でやりました。手順を踏んできちんとやってきたというふうに思います。そういうことなので、その後に今聞きたいのは、そういう運営委員会で決めたのだけれども、これからクリアしなければならないところがたくさんあるでしょう。そういう面で表現の仕方がいろいろあるのだらうと思いますけれども、その方向に向かっていくために、慎重にやってもらいたいというふうに私は思うのです。

突然学校の方に配られたり、今度行われますからというふうに来られると、一体どうなっているのだと、こういうことになるものですから、その手順、手続を慎重にやってもらいたいということで、そういうことでは進め方について、恐らく議会にそのことが提案される以前の段階で、今やっているのだらうというふうに思いますけれども、その辺のところはどうですか。

教育部川田次長

先ほど話しましたように、平成18年2月の財政再建推進プランの中で、各議員の方には話をしていると思っておりますし、その中で、民間委託として上がってきてございまして、我々としてもできるところからやっていききたいということで、それぞれ今、佐々木委員もおっしゃったように、手順を踏んでやってきてございます。まず一つは、給食の運営委員会にかけて、そういったお話をいただいて、そしてその上で走ってきていると、こういうことでございます。

それから、なぜ20年度だというお話なのですけれども、とりあえずその調理員の年齢が高くなってきていまして、あと三、四年のうちでもう7割方が退職してしまうということになれば、退職者不補充ということもございまして、安定した給食をつくるということは、すなわち安全な給食をつくるということにつながりますので、そういう意味ではやはり今のうちからそういった手を打っておかなければ、安定した給食はつくれないというふうに思っております。

それから、その手順の関係ですけれども、突然出てきたわけではなくて、そういった先ほど言いました運営協議会の方針に従いまして、まずは学校長、校長会なりに話をしていますし、それから市P連の役員、それから各オタモイの関係する単独PTAの役員の方々、そういった方々にまず全部話をし、それから現在保護者説明会というふうに入ってきているわけでございます。20年度ということですが、各保護者、それから関係団体の皆さんの御理解の下にやっていきたいと思っておりますので、20年4月を目標としてございまして、もしずれば20年度中ということも、それは私どもの視野には入れております。この辺の話がまとまりましてから、議会の方にはきちんと報告をさせていただいて、こういう方針で行っていくということを報告したいというふうに思っております。

佐々木委員

それでは、質問を移します。

项目的になりますから、何点が昨日に引き続いて、決算のいわゆる事業評価についての部分で確認していきながら伺います。

子どもの居場所づくり推進事業について

1 点目は、先ほど子どもの居場所づくりの関係で話が出たのですけれども、平成 18 年度決算では子どもの居場所づくりの推進事業について計上されております。60 万円に対して 53 万 2,000 円という形で決算されておりますが、先ほどの話を聞いていて、私もちょっと混乱してきたというふうに思うのですけれども、この事業の目的、位置づけなのですけれども、これは事務執行状況説明書で見ると、冒頭の部分で 2 ページ目のところにあるのですけれども、この位置づけは人口対策関連事業の中で、4 項目めに教育関連支援施設の中で子どもの居場所づくり推進事業と、こういうふうになっているのです。これは新規ではないというふうに思うのですけれども、まずここで盛られている教育関係、人口対策の大きな目的だというふうに関連する、ここの中の位置づけと伺いますか、この事業の位置づけを整理してください。

（教育）生涯学習課長

子どもの居場所づくり推進事業の事業としての位置づけということでございますが、学校 5 日制の導入に伴いまして、子どもの居場所というものを考えていかなければならないだろう。特に土曜日に学校がなくなりますと、土曜日の午前中ですとか、子供のいる居場所について考えていかなければならないだろうということ、それはとりもなおさず、土曜日に仕事のある親にとりまして、子供の居場所を確保するということは、安心して子供を育てる少子化対策につながるということで、2 ページに人口対策関係の中で、この子どもの居場所づくりの持つ少子化対策の側面に着目しての取り上げというふうに考えております。

佐々木委員

そういう観点と、それから活動の本体の状況の中では、市民との連携という中に位置づけられています。そういう中でもありますけれども、それで冒頭に戻りますけれども、60 万円に対して 53 万 2,000 円、先ほどやりとりがあったのだけれども、不用額を出したと思いますが、それと 53 万 2,000 円の実績内容について。

（教育）生涯学習課長

予算額 60 万円に対して、決算額 53 万 2,000 円ということになっておりますが、まず内訳でございます。

まず、各小学校に子供たちが遊ぶ遊具であるとか、中には塗り絵をしたりする、例えば遊具等を配置してございます。また、けがをしたときの医薬品なども配置してございますので、そういうような消耗品の補充、その関係が 34 万 2,031 円ございました。あと子供たちの活動に伴って窓ガラスが割れたり、学校の設備が破損したりしてございます。その部分の修繕費ということで 4 万 99 円支出いたしました。また、あと実施中に何か緊急の連絡が必要ということで携帯電話を学校の方に備えつけてございますが、その使用料、通信運搬費ということで通話料が 4 万 365 円ということでございます。あと、子供たちにけががあったりしたときのための傷害保険、また実施するボランティアの皆さんのための賠償保険、その保険料が 10 万 9,080 円、以上の合計が 53 万 1,575 円という決算でございます。

佐々木委員

質問を変えます。

小中学校の赤水対策の関係について

二つ目には、小中学校の赤水対策の関係の部分で、当初予算 2,400 万円、そして決算額が約 2,000 万円となっておりますが、この不用額を出している内容について説明をしてください。

（教育）総務管理課長

小中学校の給水設備改修事業でございますけれども、2,403 万 9,000 円に対して、決算額 2,032 万 2,000 円ということでこちらの方にピックアップして記載してございますけれども、この不用額につきましては、当初中学校 2 校と小学校も 6 校を予定してございまして、その中学校 2 校のうち 1 校が実は小樽管工事組合から 300 万円相当の寄付を

いただきまして、それで設備工事をやっていただいたものですから、相当分が不用額になったという状況でございます。

佐々木委員

それで、先日も長橋中学校の赤水の関係だとか、そういうことなどがちょっと質問に出ていましたけれども、400万円という不用額を出した理由は、まだ今後やっていく予定があるところに来たのではないと。それで、今後の分については、この学校の水道施設等については、十分配慮してやらなければならないという、現状認識はどういうふうになっていますか。

（教育）総務管理課長

実はこの給水設備工事をするに当たって、平成17年度に各校の赤水調査というのを実施してございまして、やはり使っていないところはどうしても赤水というのが出やすいものですから、そういった中である程度一定時間流していただいて、例えば数分たってもなかなか解消されないといったところについては、その6校をピックアップいたしまして給水設備工をしたところでありまして。あと残りのところについては、若干出ても、ある程度は流すと通常の水というか、赤水が出なくなるという状況がほとんどですので、基本的には当面はほかの学校については問題ないだろうという認識であります。ただ、長橋中学校につきましては、家庭科室というのが、特に半年以上使わなかったりしまして、それで相当程度流さないと赤水が解消されないという状況がございました。ただ、以前に話したと思うのですが、夏休み前にある程度流しきるといって、そういった対応で今のところ支障がないということ聞いております。

佐々木委員

今後のいわゆる水道関係の部分を含めて、今、学校カルテをつくっていますね。こういう中にきちんと位置づけられて、今後取り組んでいくことになるのですか。

（教育）総務管理課長

学校カルテの部分につきましては、基本的に例えば給水設備について、今回みたいに改修工をしたところと当然していないところと履歴等々の情報も入ってございまして、そういった部分からある程度給水設備の関係も加味されるということは考えてございまして、そういう意味では給水設備の部分踏まえたそういった学校カルテのつくりになるかとは思ってございまして。

佐々木委員

それでは次に行きます。

中心商店街元気づくり事業について

中心商店街元気づくり事業について、盛られておりました100万円に対して80万円という決算額ですけれども、不用額があります。80万円の支出内訳について。

（経済）本間主幹

中心商店街元気づくり事業であります。これは中心市街地のにぎわいづくりのために昨年度から新規事業として行った事業でありまして、内容としましては、二本立てでありまして、一つは本市の中心3商店街であります都通り、サンモール、花園銀座の3商店街が連携して行うにぎわいづくりのための集客事業、そしてもう一つは一昨年の丸井今井小樽店閉店以降に地下及び1階で今も営業しておりますおたるサンモール・ネオに対する支援事業ということになります。

今回、20万円の不用額が生じたのは、この後の方のサンモール・ネオの事業についてでありまして、当初予定していた10月のイベントとして1周年記念のイベント、そして年末の大売出し、この際に広告宣伝としてチラシを発行する予定であったものですが、このチラシの発行を取りやめたために、20万円の不用額が発生したものであります。

もう一方の中心 3 商店街連携支援につきましては、これは北海道の外郭団体であります北海道中小企業総合支援センターの助成金も活用して行っておりまして、小樽市、商工会議所、そして中心 3 商店街が連携して行った事業でありまして、これにつきましてはイベント等の事業に対しまして、50万円の助成金をもって支援している内容でございます。

佐々木委員

歩行者通行量調査について

それに関連してですけれども、ここには調査結果が載らないのですけれども、18年度も歩行者通行量調査をやっていますね。まず、この内容についてと、それから結果分析についてお願いします。

（経済）本間主幹

歩行者通行量調査についてであります。これは昭和62年前後からずっと行っておりまして、特に平成11年からは毎年中心部の3商店街を主に7地点プラス縦通りといたしますが、中央通、浅草通りなどその辺もプラスして行っております。

傾向といたしましては、平成4年をピークに中心部の歩行者の通行量というものは、一貫して減少傾向にはあるのです。ただ、年度におきましては、減少幅も緩和されているところはあるのですが、18年度の調査におきましては、減少傾向のままということになります。

その要因としましては、やはり丸井今井小樽店閉店以降の所属しているサンモール一番街の落ち込みがありまして、一方の都通り商店街では歩行者の通行量も増えている地点はあるのですが、全体的にはやはりサンモール一番街の落ち込みが全体の減少傾向となったものと認識しております。

佐々木委員

それで決算額が出てこないのだけれども、やった調査で言えば、それなりの調査費はかかると思うのだけれども、決算額が出てこないというのはどうしてですか。

（経済）本間主幹

この調査につきましては、毎年春秋平日と日曜日の2回、ですから計4回行っております。この調査につきましては、経済部の職員が日曜も出勤して調査を行っているものですから、いわゆる調査員報酬というものはかかっておりません。それで、この経費につきましては、報告書の作成費ということで、消耗品費として2万円ほど使っております。これは商店街活性化支援事業費という大枠の中の事業費の中で使っているものであります。

佐々木委員

職員が実施して、そして手づくりでやっている。平成18年度の結果は私の方にも届いたのですけれども、今後はどういう扱いになっているのですか。

（経済）本間主幹

この調査につきましては、やはり商店街の見込数とか時系列に比較するために今後も継続していかなければならない事業と考えておりまして、既に今年も春の調査、そして秋の調査、これは9月の先週に行っておりまして、この内容につきましては、例年のとおり、12月の経済常任委員会において資料を配布させていただきたいと考えております。

佐々木委員

指定管理者制度の実施状況と効果額について

次に、いわゆる指定管理者制度を導入して平成18年度にやりましたね。その実施状況と財政効果額、それがわかれば。

（総務）阿部主幹

平成18年度の指定管理者制度の導入状況ということで申し上げます。

まず、市営住宅集会所の10施設を含めまして、18年度は26施設で指定管理者制度を導入してございます。

それと効果額でございますが、これにつきましては、18年度決算ということで、17年度指定管理者制度導入前との比較になるのですが、主なものを申し上げますと、稲穂、駅広、駅横の各駐車場で約550万円程度の効果額、それといなきたコミュニティセンターで約300万円程度の効果額、それと細かいものも含めまして、トータルで効果としては950万円程度がございました。ただ、御存じのとおり、夜間急病センターで850万円程度を追加しなければならない、そういうような特殊事情がございましたので、差し引きしますと効果額としては100万円程度というふうになってございます。

ただ、総合体育館のように17年度から18年度にかけまして、アスベスト工事で一定長い期間営業をやっていない期間がございましたので、そういった比較の難しいものについては除いてございます。

佐々木委員

そうしたら、今、総合体育館の話が出ましたけれども、総合体育館が管理者制度を導入して現在進行しています。導入したことによるメリット・デメリットがあるというふうに思うのですけれども、その点についてお伺いします。

（教育）上杉主幹

総合体育館の指定管理者制度によるメリットということでございますが、まず1点目は効果的な管理運営による経費削減でございます。先ほども答弁しましたが、17年度3月では6,181万8,000円の管理運営費に対しまして、18年度の契約額は5,060万円です。これは4月閉館してございますので、単純に1年間という部分で比較するのはちょっと難しいかというふうに思っております。ただ、効果としては約1,000万円という金額になります。

それから、2点目でございますが、市民サービスとしてのいわゆるスポーツ教室の充実でございます。これに関しては、既存スポーツ教室9種目と15教室に加えまして、新たに指定管理者がしてございますスタジオレッスン教室など4種目17教室で延べ920名が参加してございますので、その方々についてはいわゆる市民の健康増進等ということで効果があるというふうに考えてございます。

逆にもう一つ、マイナス面でございますが、指定管理者制度導入の目的は主に管理経費の削減がその一つの要因と考えてございますが、経費削減を追求するあまりに市民サービスの低下を招くのではないかと不安がございましたが、管理運営を指定するに当たり、指定管理者と十分に連携をとりながら密な運営に当たってございますので、今のところ大きなマイナス面はないものというふうに考えてございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

監査指摘事項について

木野下監査委員に来ていただきましたので、先にその問題から入らせていただきます。

監査報告書の中で、何かちょっと項目が妙に多いというふうに感じたものがあります。いわゆる課長とか、場長とか、そういう方々が休暇をとっている日に、いわゆる物品購入とか、そういう決裁書類に課長印とかが押されていたということが記載されております。これも指摘された数が少ないのなら別にいいのですけれども、納税課1件、公設青果地方卸売市場が2件、市民センター、長橋保育所、そして学校給食課というふうに指摘をされました。そういう職員の休暇の日と膨大な書類の執行日とを一々つけ合わせるから、相当な努力をされたのと、ここに問題があるということで、集中的にやったのかというふうにも思っていますが、これは当然指摘した以上、どういうことでそういうことが起きたのか、そういう部分についても調査されたと思いますので、その辺をお知らせいただきたいと思います。

監査委員事務局次長

監査指摘事項についてのお尋ねですが、課長などが休暇取得日に決裁したその理由についてということですが、公文書の起案者が職員の休暇日を十分把握していなかったということが挙げられます。そのため、実地の監査におきましては、専決者が休暇の日に決裁を得なければならない場合、事務専決規定に基づきまして代決者の決裁を得るよう指導を行っております。

大橋委員

市役所用語を使っているからさっぱりわからないのですが、もうちょっと具体的にわかりやすく言ってください。

監査委員事務局次長

実際、公文書の起案については、さまざまなものがあるかと思いますが、決裁日が限定される公文書もありまして、その日に決裁をもらわなければならないという、そのときにたまたま課長なり部長なり専決者が休んでいたときに、その欄は代決ということで処理しなければならないのですけれども、そのまま決裁箱に入れますと、ずっと課長から部長というふうに流れていきますので、当日、専決者が休んでも、次の日に出てきて知らない間に決裁が押されているというような、そういうようなことが一つとして考えられると思います。

大橋委員

まず一つ知らない言葉が出たのですが、代決というのは、結局課長がいないときにはだれか代理者が押しているという意味ですか。

監査委員事務局次長

事務専決規程の規定によりまして、決裁を得るときに専決者がいない場合には、その代決者が決裁をするということになっております。

大橋委員

そうしますと、通常からいいますと、代決者というのは、民間の感覚だとその専決者と同等ないしそれより上司の人でなければいけないという感覚がありますけれども、規程では代決者はだれというふうに指定されているのですか。

監査委員事務局次長

市の専決規程によりますと、専決者が当日不在の場合には、その下の補職者、例えば部長がもし休暇等でいなければ、次長が専決者というふうになります。

大橋委員

例えとしてちょっと今のは悪いのです。今回は部長がいないときに押したという話ではなくて、課長職程度の段階の人がいないときというふうな監査報告ですから、具体的に言うと、それではそういう課長職とか、場長、その方々がいないときはだれが押すのですか。

監査委員事務局次長

専決規程は個々に具体的に定められておりまして、一般的には課長がいない場合については、係長職が代決者というふうになります。

大橋委員

そうしますと、本人が押したのか代決者が押したのかわからないシステムになっているというふうに感じるのですが、つまり課長の休んだ日とか、そういうことをわからないで、書類が起案されたというふうに先ほどの説明がありましたから、そうするといわゆる代決者が代決者としての判を押したのなら代決者とわかりますね。けれども、代決者が課長の判を押したから、結局、監査のときまでわからない。監査でわざわざ比べた結果休んでいるときに押しているという話になったのだと思いますけれども、その代決者が押す場合の判の規定はどういうふうになっていますか。

監査委員事務局次長

代決者はあくまでも代決した補職でして、例えば課長が休んで係長が代決したとしますと、自分の判で決裁しますので、課長の判を使って決裁するというではありません。

大橋委員

思っていたのと違う方向に話が進んでいます。要するに専決者が A 課長で代決者が B 係長だとすると、B 係長が代決で結局判を押したと。そうすると、代決だということは一目りょう然なわけですね。それであれば、代決していいということであれば、わざわざ監査報告の中で逆に休暇のときに判を押したという指摘をすることが、今度はおかしいということになりませんか。つまり休んでいることとかいろいろなことがあるわけですから、そこに代決者が代決の判を押す。それでそれが結局認められているのだとすれば、それは監査項目でおかしいというふうに指摘する方が今度はおかしいということです。

監査委員事務局次長

今回は 6 件ございますけれども、その関係で実際に決裁の日にはち自体は間違っていなかったということで、そのときに専決者がいなければ代決というふうに表示して、そして代決者の判を押さなければならないのですけれども、これを間違えて専決者の判が押されていたということですので、そういうような形の指摘をしたものです。

大橋委員

結局、今、代決者は自分の判を押すと言ったけれども、要するに課長の判を係長が押したということなのでしょう。

監査委員事務局次長

正確でないのかもしれませんが、簡単に言いますと、要は、今回指摘の最初になっていた決裁というのは、あくまでも係長が課長の判を持ってきて押したというのではなくて、課長が課長として押したのですけれども、本来、決裁の流れというのは、1 日で完結しないで何日かで終わることもありまして、それで最終決済日というところは、決裁すべき日にいなくても次の日に判を押すこともできますので、そのときにそういう事実を十分確認しないで、それで決済日を記入したというようなことが原因として考えられます。

大橋委員

そういうことが理由として考えられるということなのですが、大体役所というのは判の数が多すぎるし、これからの事務の効率化ということを考えると、やたらに判を押すべきではないと思っています。だから厳密に判を押すべきだという主張をするつもりはないのです。ただ、一つにはまず課長が後日押したのだとすれば、夏休みで 1 週間間もないこともあるし、そうするとその部分で別にいないときにはその書類を通して、それでそういう書類の結果というか、行為が行われてもそれはいいと。それは代決という制度があるからいいということで認められているということですね。

監査委員事務局次長

先ほど来からのお話ですけれども、たまさか課長職が休暇日であった。そこに所管の係長が課長の判を押したらもう大変問題です。それはあり得ないことですが、代決という制度が厳密にあるわけです。そういった中で、たまさか今、全庁的に大変忙しいという中で、実態としては後日押されたものとかもあるわけです。いろいろなケースがあります。今、一つのケースに限ってお話をされていますけれども、本当にいろいろなケースがあるわけですが、今その代決のお話になりますと、これはやはり事務専決規程とか決裁規程がございますので、そういった中で、我々は今の段階ではそう不備があるとは思っていません。けれども、その事務処理の流れの問題でありますから、その辺は全庁的に共通する問題であります。ですから、この辺は私どもまた今年度も定期監査に入っていきますけれども、さらに関係部署とも連携をとりながら、厳密にもう少し徹底を図れないかということで周知徹底を図っていきたい。いろいろなケースがありますので、今はそういう答弁にさせていただきたいと思っております。

大橋委員

確認しておきますけれども、専決者、いわゆる課長なら課長の判というのは、これは課長印というものがあるのか、それとも課長の個人名の私物の印をこれが課長の判だということで押しているのか、そこはどのようなのですか。

監査委員事務局次長

私物の印鑑を使って決裁しています。

大橋委員

代決者がその課長の私物の判を押したのではないというふうに善意に解釈して、この場をおさめますけれども、ただ、あまり出したくない話ですけれども、以前に雪あかりの路に関する職員の横領事件のときには、いわゆる課長の預金通帳の判を勝手に課長のいないときに机から出して押したという事件がありました。だからそういう部分において、これも結局一つの大切な書類に対して、今言ったように代理の者が押したのではないということでおさめますけれども、そういうことが起きようではいけないと思いますので、その部分でこの質問をさせていただいたということです。

包括外部監査について

それで、次に監査に対してですが、いわゆる監査というのが、今回のように財政の問題とか勤務の問題とか、服務規程とか、そういう部分について非常に厳しくチェックされていると思います。ただ、今、監査のあり方で指摘されているのは、そういう服務規程とか、そういう部分での監査ではなくて、もっと大きな目を見た市の事務の執行とか行事の執行とか、そういうところに対するチェック、そういうことをきちんと図れるようであれば、監査の意味がないのではないかということが言われるようになってきています。これは事業の評価ということと、また重なる問題でありますけれども、事業の評価の部分まで監査がすべきだという考え方もあります。

そういう中で、現在の監査の制度の限界を補うということで、これは内部の監査ではだめだと、そういう国の考え方から包括外部監査という制度が出てきたと思います。人口30万人以上の市という形ですし、またそれ以外の市町村がやるときには、包括外部監査をすることはできるけれども、費用が300万円から500万円かかると、そういうネックもあるわけですが、小樽市はそれを義務づけられてはいません。

それで、その義務づけられていない中で包括外部監査についてお尋ねするわけですが、現在の包括外部監査の現状というのは、資料は古いですが、平成15年の時点で104の自治体があって、それで公認会計士に委託しているものが93、弁護士に委託しているものが7です。それをサポートする監査人補助者というのは、691名いるのですが、そのうち477名が公認会計士で弁護士が43名と、非常に専門性の高い方々に委託しております。テーマとしては公営企業の問題とか、病院とか、貸付金とか、現在非常に問題になっている、また民間委託の部分、そういう部分が外部監査で指摘される部分です。つまりいわゆる監査報告というのを抽象的、一般的にするのではなくて、一定のテーマについて広く深く調査をして、事実をそのテーマについて個別的に正しく指摘をし、そこにある問題点、原因等改善点を示して、さらに方向性を示す、そこまで監査は行くべきだというのが包括外部監査の考え方であると思っております。

小樽市の場合も病院の貸付金の問題について、これは貸付金なのかどうかということを何年も議論しました。我々の方は貸付けではなくて実質市の赤字ではないかというふうに言いましたけれども、市はあくまで拒否しましたけれども、結果的には赤字であるという形の処理、そういう部分になっております。そのほかにも貸付金で、後でまた質疑しますけれども、問題とかがあります。そういうようなことを考えたときに、木野下監査委員とされましては、いわゆる現在の小樽市の監査の方法、それについてどのようなお考えを持っているのか。それから、その監査というものが、現在の中でまだ改善する余地があるのかどうか。それから、やはり包括外部監査というものをこのまちでも取り入れていく方向性を検討すべきなのか。その辺について御見解をお聞きしたいと思います。

木野下監査委員

包括外部監査という格好でありますと、監査人は一応条例によって、まずそういうものを行うということを決めなければなりません。それから、市長がそういうことをやって、それから我々と協議の上で包括外部監査が入ってきます。それで、先ほど委員がおっしゃったのですけれども、費用の方がちょっと我々把握しているのとは違いますので、報告申し上げます。北海道の場合、包括外部監査を取り入れているのは札幌市、旭川市、函館市です。札幌市は 1 年間で大体 2,000 万円です。それから、旭川市が 1,500 万円、函館市が 1,600 万円です。それで担当しているのは札幌市が弁護士です、トップに立っているのが。それから、旭川市が公認会計士、函館市も公認会計士。確かに函館市の補助に入っている税理士もいると思います。そういう格好でやっけていまして、個別監査の方は今北海道での実績はありません。

それで、私が考えているのは、包括外部監査というのは監査人がある程度ここをやるかと絞ってやるわけです。だから、こちらからこれをやってくれという話ではなくて、監査人がある程度絞って、だから主にやっているのが、大体企業会計とか、要するに P L、B S のついているものの方が我々としてもやりやすいわけです。資金の流れとかいろいろなものが見られますから、それから方向性も見られるということもあります。そういうことで、けれども、小樽市の場合はどうかということになりますと、やはり個別の方がちょっといいのではないのかという、私はそういう気持ちを持っています。ということは、弱点がどこにあるかということをもまず認識して、それでお願いした方がよろしいのではないかと、そういう考えを持っています。

大橋委員

大変貴重な御意見をありがとうございます。またよろしくお願いします。監査委員に対しての質問はこれで終わります。

委員長

監査委員は御退席いただいて結構です。

大橋委員

それでは、決算説明書及び事務執行状況説明書に基づいて質問をさせていただきます。

学校給食関連について

まず、先ほどから学校給食関連で質疑が大変盛んですので、その部分について質問をさせていただきます。決算説明書の 207 ページにかかわる問題ですが、まず牛乳パック回収委託料というのがあるのですけれども、315 万円もかかっていますが、どうして牛乳パックの回収委託に 315 万円もかかるのか、どういう事業なのか、その辺をお願いします。

（教育）学校給食課長

牛乳パックの回収の関係でございますけれども、年間 183 回供給をするということで、給食の内容の一つとして提供しているものでございますけれども、この容器の紙パックについてですけれども、回収を行う関係と、それからその容器のリサイクル処理を行うということで、具体的には牛乳パックですので、中には飲み残しの牛乳が残っていることもございますし、これをリサイクルに用いる場合は、それを洗って、そして平らに延ばして、そのような形で処理に回すということが必要なのですけれども、なかなかその給食の中でそこまでの体制が学校としてもなかなか確保し得ないという現状がございます、そういった実情と、それからまた年間 183 回ということの回数でございますから、ほとんどの給食日数に付随するものでございます。そういったことで、相当数にもなりますし、そういった面からすると、そう日にちをおいて残しておくわけにもいかない。残っている乳製品といいますが、牛乳もでございます。そういったことで日々の回収が基本になると、そのようなことがございまして、こういった回収とリサイクルの関係をあわせて考えるときに、やはり合理的な回収も考え合わせますと、牛乳の供給会社がそのようなリサイクル施設を有しているということもありましたので、そういった合理的な回収策もあわせまして、このよう

な形で委託業務として契約をして、それから委託契約のほかに牛乳パックを入れますビニール袋、そのものも所要の金額を入れて、今、委員がおっしゃった金額で決算をしているところでございます。

大橋委員

通常ですと、たかが紙箱を捨てるのになぜ300万円をかけるのだという論議をしたいけれども、リサイクルで資源を大切にということですから、そういう論議は進めないで、このとおりしてくださいということでやります。

北海道学校給食研究協議会負担金というのが平成16年度8万3,000円、17年度8万1,000円、それが18年度は急に5万9,580円に下がっています。普通こういうものというのは、生徒数とかそういうことで決めることが多いと思うのですが、急に下がった理由は何でしょうか。

（教育）学校給食課長

平成18年度の算出につきましては、均等割1万1,000円、それから児童数掛ける単価5円ということで、そういった合算額で、今、委員がおっしゃった5万9,580円になってございます。それで、17年度の金額につきましては持ってきておりませんので、後日、内容を確認して報告させていただきたいと思います。

大橋委員

燃料費なのですが、オタモイ共同調理場の燃料費が平成18年度500万円かかっています。それで平成17年度は399万円なのです。新光共同調理場の方は18年度911万円かかっている、17年度が790万円。新光は120万円増加して、オタモイが100万円増加したという形ですけれども、燃料が高騰しているから上がることはわかります。ただ、オタモイ共同調理場は125パーセント、つまり2割5分上がったのです。それで、新光共同調理場の方は115パーセント、15パーセント上がったのです。ですから、上がったにしても、同じ給食設備の中でも燃料購入代が上がる率がこれだけ違った理由、それについて教えてください。

（教育）学校給食課長

平成17年度と18年度の決算額で上昇幅が異なっているということでございますが、新光共同調理場とオタモイ共同調理場、それぞれの施設で規模が違ってまいりますので、年間の消費量も違ってまいりますし、1回ごとに入れていただく量も異なっているものもあります。そういった際の単価が、オタモイ共同調理場の方がやはり小規模でございまして、新光共同調理場と比較しますと、高めの単価水準になっていると思います。そういった要素も含めて、単価掛ける需要量といったものが決算金額というふうになるといいますので、それぞれの上がり幅部分で異なる部分が生じていると考えております。

教育部川田次長

今の説明を補足させていただきますけれども、市の契約管財課によりまして、市の基準単価というのがございまして、大口とか、小口でそれぞれ単価が違ってございますので、そういった形で若干上げ幅が違ってくるということになります。

大橋委員

規模とか、そういうことで違うというのは一理ある話ではありますけれども、何社ぐらいの燃料業者が入っているのですか。

（教育）学校給食課長

オタモイ共同調理場については3社でございます。新光共同調理場については6社でございます。

大橋委員

そうしますと、オタモイ共同調理場については3社同じ値段、新光共同調理場についても6社同じ値段というふうに考えていいのですか。

（教育）学校給食課長

これらの業者で毎月見積り合わせを行いまして、最低価格の業者に発注をしているところでございます。

大橋委員

ちょっとわからない。毎月見積り合わせをするというのは、毎月今の相場がこれだから、今月はこの金額で入れようということ、6社なら6社で学校給食と協議した上で入れていくということですか。それとも、結局シーズンとして年間の単価というものを決めて、それでやっていくというシステムなのか。

（財政）契約管財課長

灯油の、それから重油類も含めまして単価の決定というのは、基本的に契約管財課の方で市内唯一の油類の取扱業者の団体でございます北海道石油商業組合小樽支部と協議をいたしまして、そこで毎月の標準単価というものを決定させていただきます。これは施設ごとに油類というのは自由価格ですから、各施設で自由に入札見積りを行っていただくのは結構なのですけれども、そのときの目安という意味もございまして、またそういう小口といいますか、灯油を18リットルタンクで買うといったところもありますので、そういったところの目安の単価というのは私どもで一応決定をいたします。ただ、今申し上げましたように、各施設によりまして、1回に納入する数量が大分違いますので、それにつきましては施設ごとに入札なり、あるいは見積り合わせをやって単価を決定していただくと、そういう仕組みになってございます。

それと、単価につきましては、委員も御存じのとおり、変動というのがかなりありますので、基本的には毎月そういった入札なり見積りなりを行うようにということで通知をしております。

大橋委員

今、灯油の話が出ましたけれども、給食の共同調理場の話をしていますから、使っているのは重油だと思いますけれども、先ほどの説明の中で、規模が違う、それから全体の量が違うという説明がありました。

そこで、一つ矛盾を感じるのは、オタモイ共同調理場と新光共同調理場とで量は倍違います。けれども、ちゃんと新光共同調理場は量に応じて業者の数も増やしているわけですね。ですから、業者の納入の量によって、手間がかかるから高い価格になるとかというのは、その説明としては弱いと思うのです。

それからもう一つ、これはオタモイ共同調理場と新光共同調理場を分けて金額を決めているといいますが、民間の感覚から考えたら、一つの会社におさめるなら、それも違う土地の会社に納めているのではなくて、小樽市内にある営業所又は工場がたまたま2か所あったと。その2か所に納めている。それで1か所ごとの量が違うから単価が違うなどという納入が民間で通るわけがない。そのことについてどう考えますか。

（財政）契約管財課長

確かにそういったお話もあるのでしょうかけれども、例えば1回に入れる量が1万リットルのところと、せいぜい2,000、3,000リットルというところもございまして、そういったところへの業者の負担といいますが、逆に言えば、私どもから言えば、スケールメリットというのは享受できるのだらうと。そのことの現れとして入札とか見積り合わせをやらせていただいていることだらうと思います。また、一方で今お話がありましたように、例えば同じ共同調理場でも新光とオタモイの単価が違うというお話がございましたけれども、それでは両方あわせて業者を集めて入札なり見積り合わせをするという方法もあるかと思えます。けれども、それをやるのがその一方のデメリットとしては市内業者の受注機会が減ってしまうということもありますので、その辺はなかなか難しい面もあるのだらうと思いますが、それはやり方等を考えながら工夫する余地もあるのかというようには思っています。

大橋委員

市内のたくさんの業者を使うということは、これは市役所としてはしなくてはいけないことだし、それを配慮するということも理解はします。ただ、それだからといって、今の説明の中で、規模が違うとか、それから1万リットルなり2,000、3,000リットルなりというふうな説明がありました。ですから逆に言えば、そこまで説明をいただくわけですから、これは今日でなくて結構ですので、オタモイ共同調理場に納入している3社、それから新光共同調理場に納入している6社について、それぞれどれだけの量を納入しているのか。そして、そこにおける単価が幾

らであるのか、その資料は後日いただきたいと思います。

（教育）学校給食課長

後日、提出いたしたいと思います。

大橋委員

浮き桟橋解体処分経費について

次に、173ページに浮き桟橋解体処分経費169万円が掲載されているのですけれども、私、この浮き桟橋というのが何だかわからないので、これはどういうもので、どういう経過で解体したのか、教えてください。

（経済）観光振興室佐藤主幹

浮き桟橋についてなのですが、昭和60年度に運河地区の周辺環境整備事業というのがありまして、その中の修景施設等整備の中の便益施設という意味合いで、運河の竜宮橋より北側、ちょうど臨港線が稲北十字街にカーブしていくところで散策路が広がっているのですけれども、あの水面のところに設置したもので、昭和61年3月31日なのですけれども、運河散策路が供用開始になったということで、株式会社小樽観光振興公社が、たしかその年の5月だと思いますけれども、貸しボート事業をやりたいということになりまして、そのための発着場の浮き桟橋ということで設置した経緯があります。ただ、実際には観光振興公社は平成5年で貸しボート事業をやめてしまったということで、その後はほとんど利用がなかったということです。

大橋委員

はしけを浮かべていたということですか。

（経済）観光振興室佐藤主幹

はしけは、今しゅんせつの関係でちょっと動いていると思いますけれども、はしけがあるのは運河公園の前の水面です。浮き桟橋があったのは、竜宮橋よりも北側、運河の幅員が40メートルではなくて20メートルの水面の公衆トイレがある場所の前あたりです。

大橋委員

それでは質問を変えます。

海水浴場駐車場管理経費について

決算説明書の175ページ、ここに海水浴場対策委員会貸付金、それから銭函3丁目駐車場管理経費が載っています。それから事務執行状況説明書の中に、海水浴場の利用についての報告があります。それで、まずこの海水浴場入場者が55万4,000人になって、駐車場の利用状況は普通車が2万812台となっていますが、それを踏まえた上での質問ですが、駐車場管理経費944万円、これは民間委託なのだと思いますけれども、どのような形で委託している経費なのか、それを教えてください。

（経済）観光振興室佐藤主幹

この管理経費につきましては、銭函3丁目駐車場の開設期間だけに関する経費で、駐車場条例によって設置されている駐車場ですので、実際にはそこを運営するために、事業の委託といいますが、事務の委託といいますが、そういう形で開設期間に業者の方に入り口で料金を徴収して切符を切るということをやるのが、この経費の半分弱です。あとはその駐車場自体が土なものですから、結構雨が降ったりして車が動きますと、でこぼこになるのです。翌年に駐車場を開設する際には、結構でこぼこになっただけのものから、そこを整地したり、それから駐車場に線を引けないものですから、スズランテープで区画を切ったり、それから道路、市道石狩線がございまして、そこからは勝手に入れないようにさくをつくっています。それがやはり経年劣化の中で壊れたりしますので、それを補修したりというような、本当に駐車場の収益を生み出すためにだけかける経費です。

大橋委員

それでは、ここに海水浴場対策委員会貸付金が7,916万円とあります。これについては経緯を承知しているつもり

ではありますけれども、古い話でいろいろわからなくなっている部分もありますので、なぜこういうような形の貸付金が存在しているのか、その経緯とそれから現状について教えてください。

（経済）観光振興室佐藤主幹

大分古い話になるのですけれども、今は市営駐車場として平成 8 年から運営しているのですけれども、その前は任意団体的な小樽市海水浴場対策委員会というのが、銭函 3 丁目地区と蘭島で駐車場を営んでいて、その上がりを市に補助金でいただいて、市の方から各海水浴場に対してのいろいろな安全対策費、環境整備費を出していたと、そういう経緯がありました。それで、平成 6 年 2 月に、大浜で爆弾低気圧が来たということで、ドリームビーチの砂が大量にとれたという中で、当時のその組合が勝手に前浜の浸食対策工事みたいなものを発注してしまっていて、その支払を海水浴場対策委員会とか、土地の経緯の中では小樽市に直接の求めもあったり、それからその海岸を管理する北海道小樽土木現業所に支払を求めたりというのはあったのですけれども、最後に海水浴場対策委員会の方で面倒を見る。ただ、その原資がないので、小樽市から海水浴場対策委員会の方にドリームビーチで勝手に行った工事を見てあげようという話になりまして、そういう中から翌年度、小樽市としては、当時 1 億 4,600 万円というお金を払ったわけなのです。工事費と若干組合が持っていた不良債務的なものを合わせたものを全部支払った。ただ、市民合意を得るためにも、この 1 億 4,600 万円については、市が公共の駐車場をやる中で毎年なんとか頑張って上がりを出して、つぶしていこうと、こういう話になったということです。

その経緯があって、11 年がたっているということです。

大橋委員

要するに公共の駐車場の利益をもって返していこうという形だったのだけれども、現在まだ 7,916 万円が残っているということですね。

（経済）観光振興室佐藤主幹

平成 18 年度決算説明書に出ています 7,916 万 1,255 円というのは、平成 18 年 4 月 1 日の貸付金で、それでその上段に 730 万 937 円という、この海水浴場対策委員会に対する補助金というのがありまして、これは実際に駐車場の収入と支出を差し引いた分なのです。この分をいったん海水浴場対策委員会に補助金で支出して、その同額を小樽市が返してもらって、その中から借入れの利息分を銀行に払っていくということになりますので、最終的にはちょっと気の早い話なのですけれども、今年度の末といいますか、海水浴場関係の予算が決まりますけれども、その際には 7,000 万円を切ります。

大橋委員

この問題は、当時の多賀経済部長が軟禁されたり、歴代の観光課長が本当に胃を悪くして病気になったり、小樽市の大きな問題だったのですけれども、ただ当時そういうような形で返しますという案が出たときに、返せるわけがないという話の中で返せませんと言って大見えを切った案です。今後これをどう処理されるのか、それについてお答えを聞いて終わりにします。

（経済）観光振興室佐藤主幹

この 3 年間、三百四、五十万円から、いいときで 620 万円ほどしか単年度では返しておりませんが、何とか経費を抑える中で淡々と年間 400 万円前後を目指して返済していきたい。ただ、時間はかかると思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

北野委員

財政健全化の考え方について

最初に、市長に伺いますが、第 3 回定例会の提案説明で決算の認定について説明するというので、3 年連続の

赤字決算となった。それで財政健全化への道は大変厳しいけれども、これを何としても達成するように引き続き全庁挙げて強力に取り組んでいくという決意を表明されているわけです。

そこでまず伺いたいのですが、この市長の提案説明の決意を聞いた後、予算特別委員会で議論になって、例えば一般会計では 3 億 3,000 万円の交付税の落ち込みがあると。この財源の手当はどうするのかということでは、結局、具体的なことはなしということ为先送りということになったわけです。それから、病院の問題もあります。病院の問題は後で聞きますけれども、こういう厳しい財政の中で、平成 18 年度の決算を踏まえて市長が決意を表明されたわけですが、その後それを前後して出ているマイナス要素、これらを踏まえてどのようにして財政を健全化するのか、その具体策について考えがあれば御説明願いたい。

市長

第 3 回定例会の提案説明で全庁挙げて取り組んでいくという決意を申し上げましたけれども、この気持ちには全く変わりはありませんし、具体的にどうしていくかというのは非常に難しい問題ですけれども、一つは 13 億円に及ぶ税外収入の滞納分、これの取組はもう既に始めています。住宅使用料から保育料などを含めまして、約 13 億円ありますので、これをどこまで収納できるか、非常に難しい問題ですけれども、前年度に比べて 3 億円以上圧縮しておりますので、これについて取組をしていきたいというふうに思っていますし、それからもう一つは 10 月 1 日ですけれども、部長会議を開催しまして、財政部長の方から上期は終わりました下期に入りますので、下期の予算執行に当たりましては、一般管理経費を含めて何とか一般財源の総額から 1 割程度を保留できないかと、そういう検討もしてほしいということで、当面はそういった対策を講じながら、何とか 3 億 3,000 万円の交付税の穴を埋めていきたい。どこまでやり切れるかまだわかりませんが、そういった問題についてしっかり取り組んでいきたいと思っています。

北野委員

それで、一般会計に直接絡んでくるのですが、結局、市長がそういう決意を表明されましたけれども、今話したように、平成 18 年度の決算の直後に 3 億 3,000 万円の交付税の落ち込みと、それから同じく病院の収支も前期が全部終わっているわけではないですが、入院・外来の患者の落ち込みなどから、収益が予定より 3 億円から 3 億 5,000 万円落ち込むのではないかとということになったわけです。

そこで、昨年 12 月の、あるいは今年 3 月の総務常任委員会に出した資料で、病院事業会計の不良債務 44 億円の 5 か年間の解消、これを踏まえて 16 億 3,000 万円を、一般会計から病院事業会計に持ち出すということが決められました。その後、今指摘した 3 億円から 3 億 5,000 万円が予定より不足すると。そうすると、約 16 億円にこれがオンされるわけですから、古沢議員からこれは 20 億円になるのではないかとという話で、それで市長の決算の説明の決意を受けて、どのようにしてこれの財源を確保していくのか、あるいは一般会計の方から当初の 16 億円よりもさらに病院事業会計に持ち出すお金が 3 億円から 3 億 5,000 万円オンされるわけですから、いつこの問題について一般会計から幾ら持ち出せますということを病院の方と話し合っただけで結論を出すのか。これは財政健全化計画の中心をなす問題ですから、どうされようとしているのか、財政当局の見解を伺いたい。

財政部長

今年度の病院事業会計の繰出しで申しますと、今言いましたように 16 億 3,000 万円の予算を組んでございます。交付税の落ち込みの対応につきましては、市長から説明がありましたとおり、私どもとしても何とか各部に予定事業の未執行ということではなくて、節約について協力をいただきたいということで、何とかトータルとして頑張っただけでねん出をしていきたいと思っております。加えてここに具体的に病院から幾らどうなるという、収支が悪くなるというのは、まだこれからの私どもの状況もございまして、今のように数億円、3 億円なりという形で収支が悪くなるということで、それを直接仮に一般会計で持ち出すということになれば、これは大変な問題であると思っております。まずは病院の中でその収支改善に向けてさらに何ができるのかということも一つでございまして、病院

で持っております、単年でしたら収支の改善計画の中で、トータルとしてその健全化の期間の中で今回の収支不足をどうしていくのかという、そういう考え方もあろうかと思えます。確かにこの規模によりましては、全額病院の方におきましても、一般会計の方におきましても、その規模によりましてはそれを解消することはなかなか難しいと思えますけれども、果たしてそれが考えております計画期間の中で解消していけるものかどうか、その辺も含めて、これからの検討課題になるのではないかと思います。したがって、いつ幾らということにつきましては、まだこれからの段階でございますので、現在は申し上げる段階ではないと思えます。

北野委員

財政健全化計画、一般会計の分の指標が今年の 3 月 7 日の総務常任委員会に出されています。その中で、病院事業会計への繰出しが 12 億 9,000 万円というふうに予定されているのですが、平成 18 年度の決算では幾らになるのですか。

（ 財政 ） 財政課長

12 億 4,000 万円です。

北野委員

そうしたら、予定より持ち出しが少なかったということですね。

それで平成 18 年度は幸いにして持ち出しが予定より少なかった。ところが 19 年度の見込みとなると、今、財政部長が説明されたけれども、それだけではちょっとわかりません。こちらは病院事業会計の、いわゆる再建の収支計画とか一般会計の再建計画を心配しているわけですから、そういうのが具体的にどうなのかということをもっと具体的に説明していただかないと、決算特別委員会なのだから。18 年度の決算はよかったけれども、19 年度は市長も決意したわりには、実際に取り組んだら、議会にまともな説明がないというのではうまくないと思うのですが、実際に病院と話し合っているわけでしょう、財政部は。どれぐらいになるかというのは聞いていないのですか。

市長

ちょっと補足しますけれども、今、病院と話し合いをしています。それで、先般も答えましたけれども、9 月までの診療分、いわゆる上半期の収支、医業収益、これが 10 月末ぐらいにははっきりします。それからもう一つは、プラス要素として内科の医師が 10 月 1 日から配置になりましたので、この方がどのぐらい稼ぐかといったらちょっと失礼ですけども、どれぐらい患者が戻ってくるか、現在、外来の内科については予約診療しているという状況ですので、こういった医師が 1 人増えたことによる患者増といいますが、これもプラス要素がどれぐらい見込めるか、これから、そういったもののトータルの推計をしなければ、なかなか今の時点で 3 億円から 3 億 5,000 万円という話がこれがまだ増えるのか減るのか、ちょっと予測がつきませんので、もう少し状況を見させてほしい。10 月末ぐらいには、上半期の収支が出ますので。そういったものを見ながら、そしてまた新しい医師の診療報酬がどのぐらい上がってくるのかというものも見ながら、数値についてはその段階で一定程度推計したいというふうに思っています。

北野委員

そういう話なのですけれども、小樽市はいわゆる実質公債費比率が 20 パーセントを超えている団体ですから、起債は国と協議して了解をいただくということになっているわけです。そこで先日の議論を聞いていますと、副市長はどういうふうに動くかわからないということをお心配されて、場合によってはという表現を使ったのかどうかはわかりませんが、断定的な言い方ではないけれども、一つの方法として現病院の医療機器の購入の起債はやめて、リースということも考えられる。それから、今年の 12 月にたしか予定していた新病院の土地購入も、年度をずらすということも可能性としてはあり得ると、そういう重大な説明を議会にされているわけです。

それで、結局こうなるのも、例えば病院の 44 億円の不良債権も 5 か年間で解消すると。それから、小樽市は当然のことですが、いわゆる赤字限度額、小樽市で言えば 11 億 560 万円を超えているから、赤字解消のための財政健全化

計画を策定しなければならないということで、今年の 3 月にこれをつくったわけです。

そこで、まず公債費負担適正化計画、これで 18 パーセント未満になるような計画を出せば起債が認められるということになっているのですが、このまま行ったら、結局落ち込んだ財源手当がなされないまま、それにプラス病院の億単位のさらなる持ち出しが加わってきたら、どんなに財政再建推進プランで 40 億円の目標に対して 56 億円の効果を上げたといっても、帳消しで持ち出しになると思うのです。だから、この実質公債費負担適正化計画、これは見直すのでしょうか。そうでなければ、最終年度、24 年度で 18 パーセント未満にならない計画だったら、何の意味もないわけですから、これはいかがですか。

（財政）財政課長

実質公債費比率の関係の公債費負担適正化計画の関係なのですが、平成 18 年度の決算が出たということ、またもう一つそこに 18 年度の決算を出す際に、実質公債費比率計算方法というのが 17 年度の決算が出た時点と少し変わりました。その内容につきましては、従前入っていなかった一時借入金の利息ですとか、それから債務負担行為の部分で、主として老人保健施設などの建設費に対する元利償還金の部分を、債務負担行為として出しております。17 年度までは利息だけの計上でよかったのですが、18 年度の決算から元金分も入れて実質公債費を計算しなさいというようなことで、何点が改正がありました。その関係もありまして、昨年つくったときの公債費負担適正化計画の実質公債費比率から約 1 パーセント上がった形の 18 年度決算までいきますと、20.2 パーセントという数字になりました。そういう中で、そうしたら公債費負担適正化計画がどうなるかということ、当然そういう制度改正の部分もあったわけなので、計画の見直し、それは図っていかなければならない。また、新しい要素があるので、見直しをなささいということも言われてございます。

それで、その計画につきましては、あくまでも本体の財政健全化計画の部分で見ている事業などとの連動がありますので、財政健全化計画の収支の見直しとあわせて、公債費負担適正化計画も見直して道の方に提出する予定でございませう。

北野委員

それは、平成 18 年度決算のときに、いわゆる参入する項目が金額としては増えたということで 1 パーセント上がって 20.2 パーセントになったという説明なのです。今度、見直しする計画はいつまでに道に提出しなければならないのですか。

（財政）財政課長

それで、今説明していなかったもう一つの要素として、公的資金の借換えということで、保証金なしの部分が今年から導入されます。その部分の詳細な通知がありまして、一応、今月中に財務省の小樽出張所と後志支庁のヒアリングを受ける予定です。その部分が了承されれば、その公債費負担適正化計画の中に反映して計画をつくる予定にさせていただきます。ですから、それらを踏まえて計画をつくっていく予定です。最終的には、最終の起債の許可が昨年の例からいきますと 2 月ぐらいに予定されますので、平成 19 年度の起債の許可を得るためには、それまでには当然出して道の了解を得なければならないと考えております。

北野委員

平成 19 年度の起債の最後に確定するのはいつですか。来年の 2 月ですか。

（財政）財政課長

起債の許可を得るには、ちょっと私の頭にあるのは、2 月ぐらいに許可予定通知が来まして、それに対して申請をして、3 月中に許可を得る日程だと認識しています。

北野委員

結局、財政健全化計画も平成 18 年度の交付税をベースにして少しずつ落としていく計画だったから、それが 3 億 3,000 万円も落ち込んだから、これも合わせてやらなければいけない、見直ししなければいけないですね。

それで市長に伺いますけれども、地方交付税の落ち込みについては、それは地方六団体とか全道市長会その他で努力されているのは聞いているのですが、一番心配なのは、病院の問題なのです。先ほど話したことなのですが、17年度決算の説明を見ても、18年度の決算でも、結局書いてあることは、外来・入院の患者の減による医業収益の減で、今後これに対してそうならないように努力するという趣旨が書かれているのです。2年続けて同じなのです。だから、このまま進んでいったら、どんどん病院に持ち出すお金が多くならざるを得ない。これは44億円の不良債務を解消するために、一般会計から持ち出して解消する以外にはないということが土台になっているから、そういうふうに関係されていくわけです。市長は、病院のプラス要素として内科の医師が10月から着任するという話なのですが、この委員会ではないけれども、議会でやはりいろいろ指摘されているのは、いろいろと注文、問い合わせなどをしたら、市立病院の医療関係者がほかの病院へ行けと。現に小樽病院で世話になっている人もよその病院に行ってくれと、こういうことがやられていておかしいのではないかという意見がこの議会でもあったわけです。その後も注意を払っていたら、また私のところへ苦情が来て、小樽病院から別なところに行けと、こういうことが依然としてやられているのです。だから、医業収益を上げなければならないときに、患者を減らすようなことを病院でやっていて、どうして一般会計の負担を軽くしていくことができるのかという、根本的な問題があるのです。今日、所管が違うから病院の見解を伺うことはできませんけれども、当然、市長はこういうことも念頭に置いて病院と話されていると思うのですけれども、その基本的な問題、2年も続いて同じことが繰り返されているのですが、医業収益が上がらないこの原因は一体何なのだというふうに考えていますか。

市長

今の患者が小樽病院で診られないというのは、先ほど申し上げましたとおり、予約診療ということで、これはもう医師不足が一番の原因です。したがって、それに伴って、いわゆる総合内科的な診療ができないのが現状なのです。ですから、今、医療訴訟、医療事故、そんな問題で医師自身が非常に縮まっているといえますが、自分の専門外はなかなか診ないということで、それで診ることができない患者を、市内の医療機関に紹介しているということは、前にたぶん議会の方にも説明していますけれども、そういう状況が続いているのが実態です。ですから、今回、赴任された医師については、総合内科的なことを診療できるような方をお願いしたわけですので、それでどのくらい患者が戻ってこれるのか、そういった他の医院に紹介しているような状況がどこまで解消できるのか、はっきりわかりませんが、それはもう医師不足が一番の原因だと思っています。そういった状況を見ながら、またさらに医師の確保について院長を含めて我々も努力している最中でございますので、もう少し状況を見なければわからないというのが現状だと思います。

北野委員

今後の収支不足対策について

質問を変えますけれども、先ほど話した財政難の理由に照らして、いわゆる今まで述べた計画とは別に、昨年3月に策定した財政再建推進プラン実施計画に基づいて平成18年度の決算を終えて、18年度では効果額が16億9,000万円くらいあったのです。今年の3月は私が聞いたときの合計は54億円ですから、効果がさらに2億円増えて、3か年の効果額が56億円余りというふうになっているわけです。それで、こういう効果額を出していても、小樽市の実際の財政の中身は一層深刻になっているわけです。だから、こういう中で、財政当局としては当然関連する計画を見直していくということなのですね。先ほどは中田主幹が18年度で一段落したとおっしゃいましたが、こういう18年度までの財政の中身の推移に照らして、今度は、19年度以降どういうやり方で収支不足を補っていくつもりなのか。累積赤字は消えないでしょうけれども、いわゆる財政再建団体に転落をしないという、そういうことで計画を立てられていると思うので、その辺はどういうふうにして19年度以降は取り組んでいくのか、説明をしていただきたい。

財政部長

平成24年度で累積赤字を解消するという財政健全化計画に基づいて現在やっておりますので、確かに今年の交付税の落ち込みによる影響が大変大きいということは事実でございます、その分の手当をどうしていくかというのが重大な問題でございます。まず、18年度の決算あるいは19年度の予算の執行状況を見まして、これからの予算の組立てを今洗い直している段階でございますけれども、そのような中で、一つはやはり事務事業あるいは管理経費、そのようなもののさらに削減ができないかと、この辺につきましては、繰り返しになりますけれども、さらに突っ込んでいかなければならないというのが一つでございます。あとは、期待を持つわけではありませんけれども、これから年末から年明けにかけて出ます地方財政対策の中で今後の交付税がどうなっていくのか。その次第によっては予定スケジュールをさらに踏み込んだものにもまたしていかなければならないとは思っております。

公債費の償還につきましては、ある程度減っていくということでめどが立っておりますけれども、その他につきましても、不確定な要素がありますが、まずは人件費を含めて管理経費の圧縮、事務事業の見直しに繰り返し努めていくことしかないというふうには思っております。

北野委員

結局今までやってきたことは、財政再建推進プランで象徴的に現れているように、やはり市民と職員への犠牲なのです。だから、このままでいったら、この延長線上をさらに強化するというに、そういうふうにあなた方はやるのではないかと心配があるのです。だから、どんなに効果を上げて、そのいろいろな交付税の計算式はあるでしょうけれども、しかし予定より3億3,000万円も落ち込んだら、一体努力したことが何なのだということになるわけです。毎年それを私たちは痛切な思いで見ているわけです。ですから、国に対する要望はぜひこれはもっと効果的な方法でやっていただきたいということが一つあるわけです。

小樽ベイシティ開発の固定資産税滞納について

それでもう一つは、山田副市長に伺いますけれども、先ほど市長は3億3,000万円の穴埋めをどうするかということで、いわゆる13億円のさまざまな項目の滞納を一掃するというふうに触れられましたけれども、山田副市長が担当している旧マイカル小樽の固定資産税等の滞納額は17億円というふうになっているのです。これは私が税務当局から聞いたわけではないですよ、あの人たちは絶対に話をしないから。OBCの社長がマスコミに語っているわけです。だから、本人がしゃべっているのだから間違いないと思うのだけれども、当然そういうことも視野に入れていると思うのですが、あそこについて山田副市長がいろいろと話し合いをされているというふうには伺っているのですが、この滞納の一掃を含むあそこの区域の再建はどうなるのか。あの周りに建物が全部建った。しかし、本体の中ががら空きですから、本体の中ががら空きだったら、回りにいくら公営住宅やマンションが建って立すいの余地もないようになっていても、再建の展望というのがないはずなのです。このあたりはどういうふうに進めようとしているのか、いろいろ意見も述べているということだったのですが、小樽市としてはこの財政難の中で、どのように提言し、問題の解決を図ろうとしているのか、説明してください。

副市長

一つは今調停がされていますので、OBCの考え方は報道機関に説明していますので、あれ以外は私としても聞いておりません。ですから、我々としては税の方は相談をしながら払っているというふう聞いていますけれども、やはり特定調停で対スフルとの債権の処理、そういうものがどの程度できるかというのがひとつ課題かと思っています。社長とお話をしても、それを整理して、いわゆる企業として借財を背負っているところにテナントを誘致しても、そんな危ないところには保証金を払ってまで行けないと。そんなことで、やはり企業誘致といいますが、その店舗の中に入ってもらう交渉をしても、やはりそこら辺がネックになるという話も聞いておりますし、また資金繰りについても、そういった借財がある中では、銀行もつかないという、そんなこともあって、こういうことを今裁判所を入れてやっているというふう聞いていますので、市としては何とかそういった状況を注視すると、そ

うということしか今の段階では何とも言えない。裁判所との関係で市の方に滞納があるというふうに社長が言われていますので、その辺の問題とかということでも市が呼ばれて事情聴取りなり事情を話すというのであれば、我々としてはそういう形での訴訟支援といえますか、そういうことについてはやぶさかではないということは O B C に言っておりますので、今、委員がおっしゃっているように、お金をどういうふうにするのだという話まで今のところはちょっと話しをできる段階ではないということでございます。

北野委員

必ずしもその金額に立ち入ってまで説明してくれとは言いませんけれども、今の副市長の答弁を聞いていたら、何か O B C から頼まれたら、出て行って小樽市のことも説明するというので、何か被告人ではないけれども、裁判所へ出て行って、債権の保証がなされるように市としても援助をするというふうに聞こえるのですが、そういう理解でよろしいですか。

副市長

呼ばれないのに出る状況にはならないでしょうから、当然どういうやりとりになっているか、まだ十分把握しておりませんので、その中で O B C がどういう主張をし、それでは市から事情を聞こうかというような話にたぶんなるのだと思うので、そういう主張の展開になるのであれば、我々としては裁判所の方からも呼出しなりなんなりというのはあるのかという感じを持っているだけで、これからの調停の進行そのものがどういうふうになるのか、まだ十分把握しておりませんので、私としては呼出しがあって事情を聞きたいということであれば、何とか解決に向けていい案を出してもらいたいという、そういう立場で答弁したのです。

北野委員

質問を変えます。

石狩湾新港管理組合負担金について

平成 18 年度決算説明書の 188 ページに、我が党がかねがね指摘している石狩湾新港管理組合負担金が 4 億 3,900 万円余りというふうに説明があるわけですが、わかっていて言うのですが、この負担金は何に使われたと理解していますか。

（港湾）港湾整備室主幹

負担金の使途につきましては、歳出予算の各項目にわたって使用されているというふうに認識しておりまして、その多くは公債費に充てられているものと考えております。

北野委員

内容は公債費だというのは私もわかるわけですが、小樽市から行くお金がどういうふうになるか、それは色がついていないから、石狩湾新港管理組合でどうやって使っているかわかりませんが、8 割以上は公債費に使われているということだと思っております。

そこで、お伺いしますが、平成 9 年の港湾計画の改訂のときに、静穏度を保つということで、島防波堤（北）を新設することを計画に盛り込んで一部変更を行いました。これが実行されないまま今日まで来て、先日来問題になっている北防波堤の延長、これに 130 億円、それから防波堤（島外）と言われているのに 30 億円、あわせて 150 億円の金を投入するということが突然出てきた。これが北海道開発局の予算要求ですから、19 年度でそういうことを合意して、20 年度に調査費その他を要求していくと。だから、ここで議論すれば、委員長はそれはこれからの話だと言うかも知れないから、あらかじめそうではないということを書いて、余計なことを言わないように聞いてほしいのですが、静穏度を保つために調査をされたというデータがあると思うのですが、いつからいつまでで 18 年からいつまでさかのぼって調査をされているか、どんな調査なのか、その結果、静穏度の対象になったのはマイナス 14 メートルパスただ一つですが、このマイナス 14 メートルパス、現行では静穏度は国の基準に対してどうなっているのか。そして、北海道開発局が石狩湾新港管理組合に要請している新たな防波堤を建設したら、静穏度がどうな

るのか、それらについて説明をしてください。

（港湾）港湾整備室主幹

平成20年度要求の防波堤の静穏度解析につきましての波浪データにつきましては、平成14年度から平成18年度の5か年のデータを使って試算していると聞いております。現行の静穏度でございますが、マイナス14メートルパースの前面で、現在におきましては93.8パーセントということで聞いておまして、新たな防波堤を整備することによって、97.6パーセントに静穏度が向上されるということを知っております。

北野委員

そうすると、伺っているという説明なのだけれども、私は石狩湾新港管理組合議会でも指摘しておいたのですが、マイナス14メートルパースの開設以降、8月末までで21隻が接岸しているのです。それで石狩湾新港管理組合の話でも、3万トンから5万トン級の船であれば、荷役限界波高の0.5メートルを多少超えたとしても、影響を受けないというふうに言っているのです。しかしここを利用しているのは、何も3万トン級ばかりではないのです。この間に500トン未満の船が7隻入港しているのです。荷役には影響がないのです。だから、93.何パーセントというふうにおっしゃいますけれども、現在その静穏度の下でも何万トン級でなくて、こんな小さな船で十分荷役作業をやっているのです。なぜここに150億円もの金をつぎ込まなければならないのか。これが一つです。

それからもう一つは、主幹が説明されましたけれども、私もいろいろ関係者から話を聞いていますが、これは石狩湾新港の凶面なのです。それで、この防波堤をさらに延長するかのように平成9年に港湾計画が立てられて、ずっと事実上の延長です。これでは静穏度が保てないという一言なのです。それには詳しい計算があるはずなのです。後で資料をきちんと出して、なぜそうなのか。私はこの既存の外郭施設を400メートル延伸すると、これは平成14年度から平成18年度までの波高調査だという先ほどの説明でした。だから、これを延長する必要はないのではないかと。そして、この島防波堤の横に並行するような形で防波堤を築くということだけで、事は足りるという方もいるのです。私は同意をしていませんが。そういうことを小樽市の港湾部なら港湾部が石狩湾新港管理組合に、小樽にある北海道開発局の出先の小樽港湾事務所からのデータその他で石狩湾新港管理組合が全部説明しているわけですから、港湾部が出向いて行って、データその他をいただいて、本当にそうなのかどうかということをきちんと科学的な根拠を持ってやらないと、財政が緩くないから後回しにしてくれなんていう単純なことでは、北海道開発局がうんなんて言いませんから、すると結局石狩湾新港管理組合も折れてしまうのです。あなた方から、石狩湾新港管理組合の新年度予算要求について、了解しましたという回答は、いつまでにしなければならぬのですか。この3点について説明してください。

（港湾）港湾整備室主幹

平成20年度要求の防波堤北の延伸と防波堤（島外）の新設についてでございますが、まず第1点目でございますが、石狩湾新港管理組合といたしましては、静穏度の国の基準を満たしていないということが一つ。それから、港湾関係者からの要望もあるということがありまして、このたび新規に要求をしたいということでございます。

それから、委員が今御指摘の北防波堤の延長だけでは静穏度は保たれないというようなお話でございますが、また小樽港湾事務所の方のデータを用いて、私どもが解析をやるべきだというような御指摘でございますが、大変複雑なプログラムを要して静穏度の解析をするものでありまして、この解析につきましては私どもでは確認をすることは困難なものと考えてございます。

それから、この20年度予算要求に対する協議案件につきましての回答期限でございますが、来年に石狩湾新港管理組合議会第1回定例会が開催されますが、それまでが期限と考えてございます。

北野委員

この波高調査の件は、港湾部がおっしゃったのは、平成14年1月から平成18年12月までの分なのです。結局、平成9年の港湾計画改訂のときに用いたデータ、風向きがどうかということをやったのですが、それ以降、北北西以

北の波高出現頻度が増加している。北北西の風が、つまり風が陸側の方から吹くようになった。風向きの変動頻度が大きく変わっている。だから、静穏度が保たれないのだと。北防波堤の外側に新たな防波堤をつくっても意味がないという話なのです。だから、私は港湾部の方でも北海道開発局の出先が小樽にあるわけですから、必要なデータをとって、しかも小樽港にはないけれども、石狩湾新港の沖合に北海道開発局は波高、波の力とか、波の向きとか、そういうのを全部やる最新の海底設置の海象計を置いているのです。それではかっているのです。小樽港はといたら、ないと言うのです。だから、波の荒いところだから、そういうことをしているのだと思うのですが、石狩湾新港の方にもこういうデータをいろいろやるけれども、港湾の荷役作業に何の支障もないのに、なぜ150億円も使わなければならないのかということなのです、疑問は。小さい船がいっぱい入っているわけでしょう。沖に逃げたのは今年の1月の爆弾低気圧のときです、1月の6日、7日、8日だったか。小樽港でも相当な38メートルぐらいの最大瞬間風速が吹いたといいますが、石狩湾新港だって、そういうときはどんなに大きな船だって、約4万トンの船が低気圧接近による港外避難を3日間やっているのです。これは静穏度が保たれていても、こういう台風とか、今言った爆弾低気圧みたいなのが来たときは、港湾作業はできないわけですから、だから何も通常の港湾作業、荷役作業に支障がないのに、わざわざそんな金をかけるなんていうことはもってのほかだから、来年2月の回答期限まで、早い方がいいですから、認めないと、同意しないという態度をとるべきだというふうに思うのです。市長、いかがですか。

市長

この静穏度の関係、私はよくわかりませんが、一番気になるのはこの事業費です。この事業費の負担に耐えられるかというのが一番我々は心配していますので、この点については先般も答弁しましたけれども、道なりとよく協議して判断していきたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。